



平成 27 年 4 月 28 日

各 位

名古屋市昭和区鶴舞二丁目 17 番 17 号
ジャパンベストレスキューシステム株式会社
代表者名 代表取締役 榊原 暢宏
(コード番号：2453 東証・名証 第一部)
問合せ先
取締役管理部長兼業務部長 宮本 稔久
電話番号：052-883-0850

内部調査委員会の調査報告書受領に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 3 月 12 日付「内部調査委員会の設置に関するお知らせ」において公表いたしましたとおり、当社連結子会社である株式会社バイノスにおける不適正な売上計上について、今般、これまで第三者委員会が認定した事実の前提となる事実が異なる可能性又は新たな事実が存在する可能性が確認されたことから、事実関係を明らかにするとともに、原因たる事実即した改善措置を立案することを目的として、内部調査委員会を設置し、調査を進めてまいりました。

本日付で内部調査委員会から調査報告書を受領いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 内部調査委員会の調査結果

内部調査委員会の調査結果につきましては、別紙「調査報告書（開示版）」のとおりであります。

2. 今後の当社の対応について

(1) 平成 27 年 9 月期第 2 四半期決算短信及び第 19 期第 2 四半期報告書の提出の開示について

①平成 27 年 9 月期第 2 四半期決算短信（自平成 26 年 10 月 1 日 至平成 27 年 3 月 31 日）につきましては、予定どおり、平成 27 年 5 月 14 日までに公表する予定であります。

②第 19 期第 2 四半期報告書（自平成 27 年 1 月 1 日 至平成 27 年 3 月 31 日）につきましては、予定どおり、平成 27 年 5 月 15 日までに提出する予定であります。

(2) 再発防止策について

当社は、内部調査委員会の調査報告において指摘された事項及び再発防止のための提言に沿って改善に取り組み、必要な措置を進めていく所存であります。

再発防止策の内容につきましては、策定次第お知らせいたします。

当社のこの度の内部調査委員会の設置につきましては、株主及び取引先をはじめ関係者の皆様に多大なご迷惑とご心配をお掛けいたしましたことを深くお詫び申し上げます。引き続き、当社全役職員が一丸となって信頼回復に取り組む所存であります。

何卒ご理解いただき、変わらぬご支援を賜りますようお願い申し上げます。

以 上

調査報告書
(開示版)

平成 27 年 4 月 28 日

ジャパンベストレスキューシステム株式会社

内部調査委員会

平成 27 年 4 月 28 日

ジャパンベストレスキューシステム株式会社
取締役会 御中

ジャパンベストレスキューシステム株式会社
内部調査委員会

委員長 宇澤 亜弓

委員 熊谷 真喜

委員 吉岡 徹郎

目次

第一 調査の概要	6
1 当委員会設置の経緯	6
2 調査目的	6
3 当委員会の構成	7
4 調査対象期間	7
5 調査方法等	7
(1) 調査期間	7
(2) 調査・検討対象	7
(3) 調査方法	8
ア 本件不正行為に係る役職員及びその他関係者へのヒアリング	8
イ 会計データ及び関連資料等の閲覧及び検討	9
ウ デジタルフォレンジック調査の実施	9
第二 本件調査に至る経緯	9
1 過去の第三者委員会の設置状況	9
(1) 第1回第三者委員会（平成26年5月2日設置）	9
ア 設置の経緯	9
イ 第三者委員会の概要	10
(ア) 調査の目的	10
(イ) 調査の方法	10
ウ 第1回調査報告書の概要	10
(2) 第2回第三者委員会（平成26年6月14日設置）	11
ア 設置の経緯	11
イ 第三者委員会の概要	11
(ア) 調査の目的	11
(イ) 調査の方法	11
ウ 第2回調査報告書の概要	12
(3) 第3回第三者委員会（平成26年10月29日設置）	12
ア 設置の経緯	12
イ 第三者委員会の概要	13
(ア) 調査の目的	13
(イ) 調査の方法	13
ウ 第3回調査報告書の概要	13
2 証券取引等監視委員会による開示検査の状況	13

第三 調査の結果判明した事項.....	14
1 当委員会の調査の基本方針.....	14
2 バイノスの概要等.....	15
(1) バイノスの概要.....	15
(2) バイロスに対する出資の状況.....	15
(3) バイロスに対する融資の状況.....	16
(4) バイロスにおける売上及び原価計上の概要.....	16
3 不適切な会計処理の概要.....	16
(1) 「Ⅰ」案件.....	17
ア 案件の概要.....	17
イ 「Ⅰ」案件に係る不適切な会計処理の概要.....	17
(2) 「Ⅱ」案件.....	17
ア 案件の概要.....	17
イ 「Ⅱ」案件に係る不適切な会計処理の概要.....	18
(3) 「Ⅲ」案件.....	18
ア 案件の概要.....	18
イ 「Ⅲ」案件に係る不適切な会計処理の概要.....	18
(4) 「Ⅳ」案件.....	18
ア 案件の概要.....	19
イ 「Ⅳ」案件に係る不適切な会計処理の概要.....	19
(5) 「Ⅴ」案件.....	19
ア 案件の概要.....	19
イ 「Ⅴ」案件に係る不適切な会計処理の概要.....	19
(6) 「Ⅵ」案件.....	19
ア 案件の概要.....	19
イ 「Ⅵ」案件に係る不適切な会計処理の概要.....	19
(7) 「Ⅶ」案件.....	20
ア 案件の概要.....	20
イ 「Ⅶ」案件に係る不適切な会計処理の概要.....	20
(8) 「Ⅷ」案件.....	20
ア 案件の概要.....	20
イ 「Ⅷ」案件に係る不適切な会計処理の概要.....	20
(9) 「Ⅸ」案件.....	20
ア 案件の概要.....	20
イ 「Ⅸ」案件に係る不適切な会計処理の概要.....	20
(10) 「Ⅹ」案件.....	21

ア	案件の概要	21
イ	「X」案件に係る不適切な会計処理の概要	21
(11)	「XI」案件	21
ア	案件の概要	21
イ	「XI」案件に係る不適切な会計処理の概要	21
(12)	本件不正行為について	21
(13)	損益に与える影響額	22
4	調査の結果判明した事実	22
(1)	バイノス買収に至る経緯等	22
(2)	バイノス買収後の経緯等	24
ア	平成25年3月度	24
(ア)	事実経過	24
(イ)	小括	26
イ	平成25年4月度	27
(ア)	事実経過	27
(イ)	小括	27
ウ	平成25年5月度	28
(ア)	事実経過	28
(イ)	小括	28
エ	平成25年6月度	29
(ア)	事実経過	29
(イ)	小括	30
オ	平成25年7月度	30
(ア)	事実経過	30
(イ)	小括	31
オ	平成25年8月度	32
(ア)	事実経過	32
(イ)	小括	33
カ	平成25年9月度	33
(ア)	事実経過	33
(イ)	小括	37
キ	平成25年10月度	38
(ア)	事実経過	38
(イ)	小括	40
ク	平成25年11月度	41
(ア)	事実経過	41

ケ	平成 25 年 12 月度	42
	(ア) 事実経過	42
	(イ) 小括	44
コ	平成 26 年 1 月度	44
	(ア) 事実経過	44
	(イ) 小括	47
サ	平成 26 年 2 月度及び 3 月度	48
	(ア) 事実経過	48
	(イ) 小括	50
シ	第三者委員会設置後の経緯	50
	(ア) 事実経過	50
	(イ) 小括	52
(3)	B 氏のメールアドレスの分析等	52
ア	B 氏の送受信に係るメールの件数	52
イ	B 氏の郡山事務所への出張の状況	53
5	本件不正行為に係る関係者の関与の状況	53
(1)	B 氏について	53
ア	本件不正行為に係る関与について	53
	(ア) ①について	54
	(イ) ②について	55
	(ウ) ③について	55
	(エ) ④について	56
	(オ) ⑤について	56
	(カ) ⑥について	57
	(キ) ⑦について	58
	(ク) ⑧について	58
イ	B 氏が第三者委員会に真実を供述しなかったことについて	58
ウ	小括	58
(2)	D 氏について	59
ア	本件不正行為に係る関与について	59
イ	D 氏が第三者委員会に真実を伝えなかったことについて	59
ウ	小括	59
(3)	C 氏について	60
ア	本件不正行為に係る関与について	60
イ	C 氏が第三者委員会に真実を伝えなかったことについて	60
ウ	小括	60

(4) その他の関係者について	61
ア G氏	61
イ O氏	61
ウ M氏	62
エ I氏	62
オ K氏	62
カ A社長	63
キ F氏	63
ク E氏	63
6 メールデータの消去について.....	63
(1) 事実関係	63
(2) 消去されたメールアドレスについて	63
(3) メールデータの消去に係る関係者の関与状況について.....	64
ア I氏	64
イ K氏	64
ウ B氏	64
エ その他の関係者.....	65
(ア) D氏	65
(イ) G氏	65
(ウ) C氏	65
(エ) J氏	65
(オ) H氏	65
(カ) O氏	65
7 過去の第三者委員会による調査においてB氏の関与が判明しなかった原因....	66
第四 問題点及び再発防止策に係る提言.....	67
1 役職員のコンプライアンス意識の欠如	67
(1) 問題点.....	67
(2) 再発防止策.....	68
2 コーポレートガバナンスの強化.....	68
(1) 問題点.....	68
(2) 再発防止策.....	69
3 その他.....	69
第五 おわりに	69

第一 調査の概要

1 当委員会設置の経緯

ジャパンベストレスキューシステム株式会社（以下、「JBR」という。）は、連結子会社である株式会社バイノス（以下、「バイノス」という。）における不適正な売上計上（以下、「本件不正行為」という。）に関し、過去3度にわたり外部の有識者より構成される第三者委員会を設置し、本件不正行為に係る事実解明等を目的とした調査を行った。

この結果、平成26年5月2日設置の第三者委員会（以下、「第1回第三者委員会」という。）は、その調査報告書（以下、「第1回調査報告書」という。）において、当時バイノス代表取締役であったU氏と当時JBR管理部経理グループシニアマネージャー兼バイノス取締役であったD氏が、バイノスの売上計画の未達の発覚を回避するため、本件不正行為を行ったと認定した。また、当時JBR取締役管理部長兼バイノス取締役であったB氏については、B氏が売上計上について、U氏やD氏に対して具体的な指示を出し、又は本件不正行為を認識し、これに関与していた事実は確認されなかったと認定した（第1回調査報告書40頁～41頁）。

さらに、平成26年6月14日設置の第三者委員会（以下、「第2回第三者委員会」という。）も、その調査報告書（以下、「第2回調査報告書」という。）において、B氏が本件不正行為に関与していた、又は本件不正行為について認識があったとまでは認められないと認定した（第2回調査報告書14頁）。

また、平成26年10月29日設置の第三者委員会（以下、「第3回第三者委員会」という。）は、その調査報告書（以下、「第3回調査報告書」という。）において、当時JBR代表取締役社長であったA社長が本件不正行為を認識し又はこれに関与していたことを裏付けるような特段の追加的な事実は判明しなかったと認定した（第3回調査報告書41頁）。

しかしながらその後、JBRにおいては、証券取引等監視委員会開示検査課による開示検査の対応の過程において、B氏が本件不正行為に関与していたことを疑わせる事実が確認され、また、JBRの監査体制及び監査対応にも問題があったことを窺わせる事実が確認された。

そこで、JBRは、平成27年3月12日に、本件不正行為について再度徹底的な調査を行い、事実関係を明らかにするとともに、原因たる事実に即した改善措置を立案することを目的として、JBRの社外役員3名（全員、本件不正行為が発覚した後に役員に選任された者である。）から構成される内部調査委員会（以下、「当委員会」という。）を設置した。

2 調査目的

当委員会の調査（以下、「本件調査」という。）の目的は、以下のとおりである。

- ① JBR元取締役管理部長B氏による本件不正行為に関する指示の有無及び関与の程度並びにJBRの監査体制及びJBRの監査対応における問題点等の調査

- ② 過去に設置された第三者委員会が認定した事実には誤りがある場合には、その原因の解明
- ③ 再発防止策の提言

なお、本件不正行為に関連する関係者の法的責任の判定は、当委員会の調査目的の範囲外である。

3 当委員会の構成

当委員会の構成は、以下のとおりである。

委員長 宇澤 亜弓（JBR 社外取締役、公認会計士・公認不正検査士、
公認会計士宇澤事務所）

委員 熊谷 真喜（JBR 社外取締役、弁護士、二重橋法律事務所）

委員 吉岡 徹郎（JBR 社外監査役）

上記3名は、いずれも平成26年12月にJBRの役員に就任しており、JBRが株式会社東京証券取引所及び株式会社名古屋証券取引所に届け出ている社外役員である。

また、本件調査の補助者として、JBRと利害関係を有していない以下の者が当委員会の調査業務の補助を行った。

株式会社 KPMG FAS

高岡 俊文（パートナー、公認会計士）

須賀 永治（シニアマネージャー、公認会計士）他4名

4 調査対象期間

当委員会は、本件調査の調査対象期間を、平成25年1月から平成26年12月までとした。

なお、その他、当委員会が必要と認められると判断した場合には、当該調査対象期間以外の期間についても調査を実施した。

5 調査方法等

(1) 調査期間

当委員会は、平成27年3月12日から平成27年4月27日までの間、本件調査を行った。

(2) 調査・検討対象

当委員会は、①関係者に対するヒアリング及び関係資料等の閲覧、②会計データ等の分析・検討等の実施並びに③電子メール（以下、「メール」という。）を含むパーソナル

コンピュータ（以下、「PC」という。）の電子データの調査・分析により、本件調査の目的である本件不正行為等に係る事実認定を行い、本件不正行為等に係る B 氏による本件不正行為に関する指示の有無及び関与の程度並びに JBR の監査体制及び JBR の監査対応における問題点等の把握・検討を行った。

また、以上の調査の結果を受け、当委員会は、本件調査の結果判明した問題点等について、原因分析及び再発防止策の検討を行った。

(3) 調査方法

当委員会は、調査期間において、計 24 回の委員会を開催した。

また、当委員会が実施した調査の具体的な内容は、以下のとおりである。

ア 本件不正行為に係る役職員及びその他関係者へのヒアリング

当委員会は、本件調査において、以下の者（合計 23 名。c 監査法人、第 1 回第三者委員会及び第 2 回第三者委員会については複数名の者から聴取をしたが、いずれも 1 名と数えた。）に対し、ヒアリングを実施した。

なお、役職は、本件調査開始時である平成 27 年 3 月 12 日時点のものである。

対象者	所属・役職等
A 社長	JBR 代表取締役（兼バイノス元取締役）
B 氏	JBR 管理部（JBR 元取締役管理部長兼バイノス元取締役）
C 氏	JBR 取締役加盟店サポート部長（兼バイノス元取締役）
D 氏	株式会社水の救急車事業企画部（JBR 元管理部経理グループシニアマネージャー兼バイノス元取締役）
E 氏	JBR 取締役管理部長兼業務部長
F 氏	JBR 取締役営業部長
G 氏	JBR 執行役員（法務・関係会社管理担当）内部監査室室長（JBR 元管理部法務グループマネージャー兼バイノス元取締役）
H 氏	JBR 執行役員
I 氏	JBR 管理部人事総務グループ室長（JBR 元内部監査室室長）
J 氏	JBR 内部監査室サブマネージャー
K 氏	JBR 監査役兼バイノス監査役
L 氏	f 社取締役（JBR 元監査役兼バイノス元監査役）
M 氏	JBR 加盟店サポート部シニアマネージャー兼バイノス代表取締役
N 氏	JBR Leasing 株式会社 G 県サービスセンター（JBR 元管理部経理グループ兼バイノス元工事部）
O 氏	ジャパン少額短期保険株式会社取締役
P 氏	バイノス元取締役
Q 氏	バイノス元管理部

対象者	所属・役職等
R 氏	g 公認会計士事務所代表
S 氏	h 監査法人代表社員
T 氏	i 法律事務所（JBR 元顧問弁護士）
第 1 回第三者委員会	
第 2 回第三者委員会	
c 監査法人	JBR 元会計監査人

なお、第 1 回第三者委員会の調査報告書において、本件不正行為の実行者の一人と認定されたバイノス代表取締役であった U 氏については、所在不明のためヒアリングを実施することができなかった。

イ 会計データ及び関連資料等の閲覧及び検討

当委員会は、平成 25 年 1 月から平成 26 年 9 月までの本件不正行為に関連する可能性がある会計データ及び各種証憑書類等の関連資料の閲覧及び検討を行うとともに、取締役会議事録等の関連資料についても当委員会が必要と認める範囲で閲覧及び検討を行った。

ウ デジタルフォレンジック調査の実施

当委員会は、本件不正行為に係る事実解明を目的として、B 氏、U 氏、D 氏、M 氏、N 氏、P 氏、AH 氏及び AM 氏が使用していた PC の電子データを保全するとともに、バイノスの事業に関与していた役職員のうち、当委員会が必要と認めた 17 名のメールサーバーデータを保全した。保全した当該電子データは、削除ファイルを可能な限り復元した上で、メールについて分析及び検討を行うとともに、その他の電子データのうちワードファイル、エクセルファイル、PDF ファイル等で当委員会が必要と認めたものについて分析及び検討を行った。

第二 本件調査に至る経緯

1 過去の第三者委員会の設置状況

JBR における過去の第三者委員会の設置状況は、以下のとおりである。

(1) 第 1 回第三者委員会（平成 26 年 5 月 2 日設置）

ア 設置の経緯

平成 26 年 3 月 26 日、JBR の当時の会計監査人である c 監査法人のもとに、バイノスと JBR Leasing 株式会社（以下、「JBRL」という。）との間の車両賃貸借契約における賃貸料が法外であり、そのことがバイノスの赤字の原因であること等を指摘する内部告発文書が届いた。c 監査法人は、当該内部告発を受け、JBR に対して告発内容の調

査を提言し、JBRにおいて内部調査委員会が設置され、内部調査が実施された。

その後、c 監査法人は、当該内部調査の期間中、バイノスの売上計上が不適正である可能性があるとの懸念を抱き、JBR に対し、第三者委員会を設置して調査すべきことを勧告した。これを受け JBR は、事実関係の調査等を行うことを目的として、平成 26 年 5 月 2 日に第三者委員会を設置した。

イ 第三者委員会の概要

(ア) 調査の目的

第 1 回第三者委員会の目的は、以下のとおりである（第 1 回調査報告書 1 頁）。

- ① バイノスの売上計上等に関する事実関係及び問題点の調査分析
- ② バイノスがとるべき会計処理についての検討
- ③ バイノスと JBRL との間の賃貸借契約に関する内部調査委員会の報告書の検証
- ④ 賃貸料、売上計上等に問題が存在する場合は、その再発防止策の提言

(イ) 調査の方法

平成 26 年 5 月 2 日から平成 26 年 6 月 2 日までの間、以下の方法により調査が実施された（第 1 回調査報告書 2 頁）。

- ① 当該第三者委員会の指示に従い、JBR、バイノス、JBRL 及びそれらの関係者から提供された書類の調査・検討
- ② JBR、バイノス、JBRL の取締役、監査役、c 監査法人及びそれらの関係者のうち、本件に関係していると思料する者に対するヒアリング
- ③ ヒアリングにおいて JBR、バイノス、c 監査法人及びそれら関係者から提供された書類及びメールの調査・検討
- ④ バイノスの発注者に対する照会
- ⑤ JBR の内部調査委員会が実施した内部調査において収集された書類の調査・検討

ウ 第 1 回調査報告書の概要

第 1 回第三者委員会は、U 氏、D 氏、B 氏、A 社長、当時 JBR 取締役加盟店サポート部長兼バイノス取締役 C 氏、及び、当時 JBR 管理部法務グループ兼バイノス取締役 G 氏の本件不正行為に係る関与について、以下のとおり認定した（第 1 回調査報告書 41 頁～42 頁）。

関係者	関与の状況
U 氏及び D 氏	U 氏と D 氏の両名が、その思惑が重なり、売上計画の未達の発覚を回避するため、不適正な売上計上を行ったものである

関係者	関与の状況
	と史料する。
B 氏	B 氏が売上計上について、U 氏や D 氏に対して具体的な指示を出し、又は本件不正行為を認識し、これに関与していた事実は確認されなかった。
A 社長、C 氏及び G 氏	不適正な売上計上を認識し、又はこれに関与していた事実は確認されなかった。

(2) 第 2 回第三者委員会（平成 26 年 6 月 14 日設置）

ア 設置の経緯

JBR の当時の会計監査人である c 監査法人が、JBR に対し、平成 26 年 6 月 9 日付で、第 1 回第三者委員会が実施したバイノスの不適正な売上計上の関与者の認定に関するメール調査の範囲及び方法について、その充分性に懸念があるため、追加調査の必要性を認識している旨を書面で申し入れた。

また、c 監査法人は、併せて、JBR に対し、JBR が平成 26 年 2 月 28 日に日本電源技術株式会社（以下、「NDG」という。）に対して行った 29,000 千円の出資及び 121,000 千円の貸付けについて、JBR の当初の投資判断の法的側面を含む合理性並びに NDG の資金の調達及び使途等に関して第三者の評価を得るべきと申し入れた。

JBR は、かかる申し入れを受け、これらの疑義について解明するために、平成 26 年 6 月 14 日に新規に、第三者委員会を設置した。

イ 第三者委員会の概要

(ア) 調査の目的

第 2 回第三者委員会の目的は、以下のとおりである。

- ① A 社長、B 氏、C 氏又は G 氏がバイノスの不適正な売上計上を認識し又はこれに関与したか否かの事実関係の調査
- ② JBR 各取締役が NDG への投融資を実行すると決定した判断が取締役としての善管注意義務違反にあたるか否かの事実関係の調査
- ③ NDG の資金の調達及び使途について不適正な点がみられるか否かの事実関係の調査
- ④ 原因の究明及び再発防止策の提言

(イ) 調査の方法

平成 26 年 6 月 14 日から平成 26 年 7 月 25 日までの間、以下の方法により調査が実施された。

- ① JBR、バイノス及び NDG の役職員その他関係者に対するヒアリング

- ② JBR 及び NDG の役職員その他関係者から受領した書類及びデータの閲覧・検討
- ③ デジタルフォレンジック調査

ウ 第2回調査報告書の概要

第2回第三者委員会は、C氏、A社長、B氏及びG氏の本件不正行為に係る関与について、以下のとおり認定した（第2回調査報告書11頁～15頁）。

関係者	関与の状況
C氏	C氏が本件バイノス案件に係る不適正な売上計上について命令又は指示したこと等を推認させる他の根拠がないため、当委員会は、C氏が、本件バイノス案件に係る不適正な売上計上に積極的に関与したとまでは認められないと判断する。
A社長	A社長が、本件バイノス案件に係る不適正な売上計上に関与していたこと、又はA社長が本件バイノス案件に係る不適正な売上計上について認識があったとまでは認められないと判断する。
B氏	B氏その他関係者が、B氏の本件バイノス案件に係る不適正な売上計上についての関与又は認識を否定し、これを推認させる他の証拠がないため（逆に受注の事実があいまになりがちな契約外の工事について着工依頼書の作成を求めたり、平成25年の末頃より、U氏が受注可能としている現場について詳細な説明を求めたり、バイノスに対する管理を強めていた姿が窺える）、当委員会は、B氏が、本件バイノス案件に係る不適正な売上計上に関与していた、又はB氏が本件バイノス案件に係る不適正な売上計上について認識があったとまでは認められないと判断する。
G氏	G氏の本件バイノス案件に係る不適正な売上計上についての関与又は認識を推認させる他の証拠がないため、当委員会は、G氏が、本件バイノス案件に係る不適正な売上計上に関与していた、又は本件バイノス案件に係る不適正な売上計上について認識があったとまでは認められないと判断する。

(3) 第3回第三者委員会（平成26年10月29日設置）

ア 設置の経緯

JBRグループの元役職員が、A社長がC氏及びD氏に対しバイノスにおける不適正な売上計上を指示していたこと等を内容とする平成26年10月20日付文書（以下、「本件告発文書」という。）を外部機関及びJBRに対して提出した。

c 監査法人は、本件告発文書を受けて、JBRに対し、本件告発文書に記載のある事実関係について、第三者委員会による調査に着手するよう文書にて申し入れた。

JBR は、当該調査着手依頼の文書を受けて、本件告発文書に記載された事項に関する事実関係を明らかにするために、平成 26 年 10 月 29 日に新規に、第三者委員会を設置した。なお、本件告発文書に記載された内容のうち、当該第三者委員会の調査対象外となる事項については、JBR の監査役会において事実関係の調査を行った。

イ 第三者委員会の概要

(ア) 調査の目的

第 3 回第三者委員会の目的は、以下のとおりである。

- ① A 社長個人による ○ 社への出資の有無及び同社の JBR 子会社・関連会社への該当の有無
- ② A 社長個人による出資又は融資に関する関連当事者の範囲の網羅性
- ③ A 社長個人による出資，融資，遊興費等に係る資金が JBR グループから不適正に流出されたものであるか
- ④ バイノスの不適正な会計処理に対する A 社長の関与の有無

(イ) 調査の方法

平成 26 年 10 月 29 日から平成 26 年 11 月 10 日までの間、以下の方法により調査が実施された。

- ① 当該委員会の開示依頼に基づき関係者から開示を受けた資料の検討
- ② 関係者に対するヒアリング

ウ 第 3 回調査報告書の概要

第 3 回第三者委員会は、A 社長の本件不正行為に係る関与について、以下のとおり認定した（第 3 回調査報告書 41 頁）。

関係者	関与の状況
A 社長	告発者をはじめとする関係者に対するヒアリング及び調査資料の検討の過程において、A 社長がバイノスにおける不適正な売上計上を認識し又はこれに関与していたことを推認させる事実は顕出されなかった。

2 証券取引等監視委員会による開示検査の状況

上記の調査結果を受けて、JBR に対して証券取引等監視委員会開示検査課による開示検査が行われた。当該検査の過程において、第 1 回調査報告書及び第 2 回調査報告書の記載内容に対して、D 氏が各調査報告書に直接コメントを付す形で朱書きでメモを残した文書（以下、「D 氏メモ」という。）が発見された。

このような状況を受けて、JBR は、事実を正確に把握した上で、適切な改善措置を講じるために、D 氏メモに記載された内容の真偽について確認する必要があると判断し、当委員会を設置して調査を実施することとした。

第三 調査の結果判明した事項

1 当委員会の調査の基本方針

D 氏メモが作成された経緯は、以下のとおりである。

年月日	内容
平成 26 年 9 月 29 日	JBR 取締役会において、A 社長は、バイノスにおける本件不正行為等による決算数値を訂正する事態に対する経営責任の一つとして役員退職慰労金制度の廃止を提案した。かかる提案について、C 氏のほか、バイノスの経営には関与していなかった E 氏及び F 氏も賛成したが、B 氏は、役員退職慰労金制度を廃止すると、財務諸表の遡及修正を行わなければならない東証の監理ポストに入る、監理銘柄になる等の説明をして、これに反対した。
10 月 6 日	C 氏は、B 氏による、過去 2 回の第三者委員会の調査における対応（D 氏に責任を押し付ける等）、その後の言動、及び役員退職慰労金制度廃止に反対する対応等を見て、B 氏の責任の取り方に不満を持った。そこで、C 氏が B 氏に架電し、同氏の責任の取り方について問い質したところ、B 氏は一切自らの責任を認めない発言に終始した。
10 月 6 日 以降	C 氏は、平成 26 年 11 月頃、D 氏に対して「バイノスの件について、B 氏の指示で真実とは異なる発言をいろいろなところでしたのであれば、何が真実か分からなくなってしまうのを防ぐために、メモを取っておいた方がよい」と忠告した。 また、D 氏も、第 2 回第三者委員会の調査が終了し、関係者の処分が発表された後に、B 氏が自身の報酬減額処分について「とぼっちりを受けた」という趣旨の発言を他の職員に対して行っていたことを聞き、B 氏の自己保身のみを図る態度に不信感と怒りを覚えていた上、記憶が失われる前に覚えている限りの事実関係をメモの形で残しておいた方が、後に真実を誰かに話す必要が生じた際には有効であると考えた。 そこで、D 氏は、第 1 回調査報告書及び第 2 回調査報告書に朱書きでメモを書き記す方法で、少しづつ加筆していき、D 氏メモを作成した。
12 月 25 日	定時株主総会において、D 氏は、事務局として総会対応を行った。この際、定時株主総会でバイノス関係の質問が出た際に対応ができるよう、D 氏メモも持って行った。そして、総会終了後、その他の総会対策のための資料と共に D 氏メモを封筒に入れ、職場の机の引き出しに保管した。

当委員会は、①D 氏メモの作成経緯、及び②D 氏メモの記載には、その書き振りから D 氏の推測等に基づき記載されていることが明らかな箇所も散見されたことを踏まえ、D 氏に対するヒアリングの他、関係者からもヒアリングを行い、また、当時の状況等を把握するため、メール分析等を中心としたデジタルフォレンジック調査の対象を広く設定し、本件不正行為に係る事実解明を行うこととした。

2 バイノスの概要等

(1) バイノスの概要

バイノスは、排水・廃液及び廃棄物処理、除染作業等を営む株式会社であり、現在は主に、G 県の宅地及び道路の除染作業等を行っている。

平成 25 年 1 月及び 2 月に JBR が合計 410 百万円の第三者割当増資を引き受けたことにより、バイノスは JBR の子会社（当時の出資比率は 58.6%）となった。

バイノスが JBR の子会社となったことに伴い、JBR の複数の役職員がバイノスに取締役又は従業員として出向し、バイノスの事業に携わることとなった。平成 25 年 2 月 28 日時点におけるバイノスの役員は、以下のとおりである。

役職	氏名
代表取締役	U 氏
取締役	P 氏
取締役（社外取締役）	W 氏
取締役（社外取締役）	X 氏
取締役（社外取締役）	Z 氏
取締役（社外取締役）	Y 氏
取締役（社外取締役）	A 社長
取締役（社外取締役）	B 氏
取締役（社外取締役）	D 氏
取締役（社外取締役）	G 氏
監査役（社外監査役）	AA 氏
監査役（社外監査役）	L 氏
監査役（社外監査役）	AB 氏

(2) バイノスに対する出資の状況

JBR のバイノスに対する株式の取得（第三者割当増資の引き受けによる場合と、他の株主からの株式の譲受による場合がある）による出資の状況は、以下のとおりである。

年月	株式取得価額	合計額
平成 25 年 1 月	60,000 千円	60,000 千円
平成 25 年 2 月	350,000 千円	410,000 千円
平成 25 年 10 月	17,400 千円	427,400 千円

(3) バイノスに対する融資の状況

平成24年12月から平成26年3月までの間におけるJBRのバイノスに対する融資の状況は、以下のとおりである。

年月	実行額	返済額	残高
平成24年12月	80,000千円	－千円	80,000千円
平成25年1月	－千円	－千円	80,000千円
平成25年2月	－千円	－千円	80,000千円
平成25年3月	－千円	6,667千円	73,333千円
平成25年4月	200,000千円	－千円	273,333千円
平成25年5月	350,000千円	－千円	623,333千円
平成25年6月	400,000千円	6,667千円	1,016,666千円
平成25年7月	350,000千円	－千円	1,366,666千円
平成25年8月	400,000千円	－千円	1,766,666千円
平成25年9月	400,000千円	66,666千円	2,100,000千円
平成25年10月	200,000千円	16,666千円	2,283,333千円
平成25年11月	200,000千円	212,333千円	2,271,000千円
平成25年12月	150,000千円	354,000千円	2,067,000千円
平成26年1月	250,000千円	396,000千円	1,921,000千円
平成26年2月	250,000千円	354,000千円	1,817,000千円
平成26年3月	100,000千円	233,000千円	1,684,000千円

(4) バイノスにおける売上及び原価計上の概要

バイノスは、JBRの子会社となる以前の、平成25年2月度までは、発注者に対して発行する「請求書」（バイノスの「請求書」は、発注者が出来高を査定した結果である「入着高・出来高調査表」と整合するように作成される。）に記載される出来高の数値に基づいて、月次の売上計上を行っていた。

しかし、バイノスの連結子会社になった以降の平成25年3月度より、売上の計上基準を変更し、実施した除染作業のうち発注者によって検収が行われた出来高の数値に基づいて、月次の売上計上を行うようになった。具体的には、バイノスは、実施した除染作業の測量結果を毎月末日締めにて集計し、この集計結果に基づき「出来高明細書」又は「検収書」を作成するとともに、当該「出来高明細書」又は「検収書」に発注者（得意先）の印鑑を押印してもらうことにより、売上の計上を行っていた。

原価については、外注業者が行った除染作業に係る外注費等を毎月末日締めにて集計し、発生した費用全額を原価計上していた。

3 不適切な会計処理の概要

第1回調査報告書及び第2回調査報告書が認定した、バイノスにおける本件不正行為と

しての不適切な会計処理の概要は、以下のとおりである。

(1) 「Ⅰ」案件

「Ⅰ」案件の概要等は、以下のとおりである。

ア 案件の概要

「【B市】E町Ⅰ地区除染」(以下、「Ⅰ」という。)案件は、平成24年10月にa社より受注し、平成25年9月に完了した案件である。5回に分けて順次発注を受け、また、その他にスポットで足場組立解体・仮置場造成の発注を受けていた。受注総額は877,133千円(税込)であった。

イ 「Ⅰ」案件に係る不適切な会計処理の概要

a社B市除染工事事務所所長のA0氏と営業的に密接な関係にあったU氏は、B市除染工事事務所を訪れ、あくまでもJBRの社内資料として使用するだけである等とA0氏に話し、「3月度出来高明細書」に所長印を得た。そして、バイノスは、かかる所長印が押印された「3月度出来高明細書」を根拠として、平成25年3月度において、合計71,549千円(税込)を売上計上した。同年度の「請求書」に基づく出来高合計は35,541千円(税込)であることから、差額の36,008千円(税込)が不正に売上計上されたとみられる。

平成25年5月から6月にかけては、P氏が退職したことに伴う混乱があったことに加え、業務繁忙な状況によりバイノスの測量が間に合わなかったため、P氏の後任の担当者は、測量結果に基づいて「出来高明細書」を作成することができなかった。しかし、U氏は、測量が実施できていないにも関わらず、上記と同様の手法により、「5月度出来高明細書」「6月度出来高明細書」にA0氏らの所長印を得て、バイノスは、これら資料を根拠として、平成25年5月度に194,139千円(税込)、6月度に306,138千円(税込)を売上計上した。なお、「請求書」による5月度出来高は14,817千円(税込)、6月度出来高は20,606千円(税込)であった。

また、バイノスは、平成25年7月度も、「7月度出来高明細書」により104,298千円(税込)を売上計上したが、このうち42,000千円(税込)は、今後a社から追加契約の受注の見込みがあるとの理由から、7月度に前倒し計上されたものであった。

なお、実際は、その後、バイノスはa社から追加契約を受注できなかったため、「Ⅰ」案件については、売上計上額が受注額を42,000千円(税込)超過する状況となった。

(2) 「Ⅱ」案件

「Ⅱ」案件の概要等は、以下のとおりである。

ア 案件の概要

「【A市】一般住宅除染(1-4工区)」(以下、「Ⅱ」という。)案件は、平成24年12月にa社より受注し、平成25年9月に完了した案件である。平成24年12月に最初の

発注を、平成 25 年 1 月に本格的な発注を受けたほか、スポットで平成 25 年 3 月に除雪作業の発注を、平成 25 年 5 月に公舎除染業務案件の発注を受けていた。受注総額は 447,353 千円（税込）であった。

イ 「Ⅱ」案件に係る不適切な会計処理の概要

平成 25 年 4 月度の売上計上に関し、N 氏及び U 氏の両名は、a 社の A 市除染工事事務所所長の AN 氏を訪れ、あくまでも JBR の社内資料として使用するだけである等と AN 氏に話し、「検収書」に AN 氏らの捺印を得た。そして、バイノスは、かかる「検収書」を根拠として、平成 25 年 4 月度において、189,521 千円（税込）を売上計上した。しかし、当該「検収書」には、検収額 189,521 千円の「うち 4 月度 100%未済仕掛出来高 30,983,728 円」（税抜）を含むとの記載があり、除染作業が完了していないものも検収額に含まれていることが認められる。なお、同月の「請求書」に基づく出来高は 156,979 千円（税込）であり、売上計上額との間に 32,542 千円（税込）の差異が生じていた。

平成 25 年 5 月度以降も、AN 氏らの捺印のある「検収書」に記載された出来高に基づき売上計上がなされていたが、平成 25 年 4 月度の先行計上があるため、「検収書」記載の出来高と「請求書」記載の出来高の差異は続き、最終的にかかる差異が解消されたのは平成 25 年 9 月度であった。

(3) 「Ⅲ」案件

「Ⅲ」案件の概要等は、以下のとおりである。

ア 案件の概要

「【A 市】一般住宅除染（3-3 工区）」（以下、「Ⅲ」という。）案件は、平成 25 年 5 月に a 社より受注し、平成 26 年 2 月に完了した案件である。平成 25 年 5 月に発注を受け、その後に契約変更と工期延長を重ね、さらにスポットで平成 25 年 6 月に降雨被害復旧作業の発注も受けていた。受注総額は 652,313 千円（税込）であった。

イ 「Ⅲ」案件に係る不適切な会計処理の概要

平成 25 年 6 月度から、a 社の A 市除染工事事務所所長の AN 氏らの捺印のある「検収書」に基づいて月次の売上計上が行われていた。

しかしながら、平成 25 年 9 月度においては、明らかに除染作業が完了していない状況であったにも関わらず、契約外の作業の最終精算分を見越して、受注残額について売上の一括計上処理が行われた。この結果、約 1 億円という多額の売上が先行計上されることとなった。

(4) 「Ⅳ」案件

「Ⅳ」案件の概要等は、以下のとおりである。

ア 案件の概要

「【B市】E町IV地区除染」(以下、「IV」という。)案件は、平成25年7月にa社より受注し、平成26年3月に完了した案件である。その後4回に分けて順次発注を受け、また、その他にスポットでフレコン運搬及び据付の追加発注も受けていた。受注総額は220,710千円(税込)であった。

イ 「IV」案件に係る不適切な会計処理の概要

契約当初の平成25年8月度及び9月度において、a社のB市除染工事事務所所長のA0氏らの捺印のある「出来高明細書」又は「検収書」に基づいて、受注額全額について売上計上が行われていたが、同年8月度及び9月度においては、明らかに除染作業が完了していない状況であった。

(5) 「V」案件

「V」案件の概要等は、以下のとおりである。

ア 案件の概要

「【B市】V」(以下、「V」という。)案件は、平成25年8月にa社より受注し、平成26年3月に完了した案件である。2回に分けて発注を受け、その後発注の変更取消・追加発注もあった結果、受注総額は93,566千円(税込)であった。

イ 「V」案件に係る不適切な会計処理の概要

契約当初の平成25年8月から、「出来高明細書」にa社のB市除染工事事務所所長のA0氏らの捺印のある「出来高明細書」に基づいて、月次の売上計上が行われていた。

しかしながら、平成25年8月度及び9月度においては、明らかに除染作業が完了していない状況で受注額全額について売上計上が行われた。

(6) 「VI」案件

「VI」案件の概要等は、以下のとおりである。

ア 案件の概要

「【A市】一般住宅除染(4-1工区)」(以下、「VI」という。)案件は、平成25年10月にa社より受注し、平成25年12月に完了した案件である。2回に分けて発注を受けた結果、受注総額は34,335千円(税込)であった。

イ 「VI」案件に係る不適切な会計処理の概要

平成25年9月度に、実際には受注前であり、除染作業を開始していないにも関わらず、a社のA市除染工事事務所所長のAN氏らの捺印のある「検収書」に基づいて月次の売上計上が行われた。

(7) 「Ⅶ」案件

「Ⅶ」案件の概要等は、以下のとおりである。

ア 案件の概要

「【A市】一般住宅除染（5-4工区）」（以下、「Ⅶ」という。）案件は、平成25年10月にa社より受注し、第1回第三者委員会の調査開始時点において除染作業が継続していた案件である。その後、工期変更や消費税改定に伴う減額調整等を受け、平成26年3月31日に追加発注を受け、受注総額は193,560千円（税込）であった。

イ 「Ⅶ」案件に係る不適切な会計処理の概要

平成25年10月度及び11月度において、a社のA市除染工事事務所所長のAN氏らの捺印のある「検収書」に基づいて受注額全額の売上計上が行われていた。

(8) 「Ⅷ」案件

「Ⅷ」案件の概要は、以下のとおりである。

ア 案件の概要

「【A市】一般住宅除染（Ⅷ）」（以下、「Ⅷ」という。）案件は、平成25年10月にa社より受注し、平成26年1月に完了した案件である。工期変更や受注額の減額があった結果、受注総額は13,089千円（税込）であった。

イ 「Ⅷ」案件に係る不適切な会計処理の概要

平成25年10月度に、a社のA市除染工事事務所所長のAN氏らの捺印のある「検収書」に基づいて、受注額のほぼ全額に相当する13,290千円（税込）について売上計上が行われた。なお、その後、平成26年1月度に売上計上額について201千円（税込）の減額処理が行われ、最終的な売上計上額は13,089千円（税込）となった。

(9) 「Ⅸ」案件

「Ⅸ」案件の概要等は、以下のとおりである。

ア 案件の概要

「【b社】I地区」（以下、「Ⅸ」という。）案件は、平成25年12月にb社より受注し、第1回第三者委員会の調査開始時点において除染作業が継続していた案件である。平成25年12月2日に36,120千円で受注し、追加受注を含めた平成26年3月末時点での受注総額は52,175千円（税込）であった。

イ 「Ⅸ」案件に係る不適切な会計処理の概要

除染作業が全く開始されていない状況であるにも関わらず、平成25年10月度に48,300千円（税込）、11月度に71,378千円（税込）の売上計上が行われた。また、売

上計上された額は、「注文書」の受注総額を大幅に超えていた。さらに、売上計上の根拠とされる「検収書」は、平成26年1月にb社のF支店のAQ氏より2か月分の「検収書」をまとめて受領していた。

(10) 「X」案件

「X」案件の概要等は、以下のとおりである。

ア 案件の概要

「【b社】X」（以下、「X」という。）案件は、平成25年12月にb社より受注し、第1回第三者委員会の調査開始時点において除染作業が継続していた案件であり、受注総額は231,000千円（税込）であった。

イ 「X」案件に係る不適切な会計処理の概要

平成25年12月度に、b社のF支店のAR氏の捺印のある「検収書」に基づき受注額全額の売上計上が行われた。しかし、「X」案件は、平成26年1月末頃までは事前モニタリングを行っていた時期であり、平成25年12月の時点ではバイノスによる除染作業は開始されていなかった。

(11) 「XI」案件

「XI」案件の概要等は、以下のとおりである。

ア 案件の概要

「【b社】XI」（以下、「XI」という。）案件は、平成26年2月にb社より受注し、第1回第三者委員会の調査開始時点において除染作業が継続していた案件であり、同時点における受注総額は312,660千円（税込）であった。

イ 「XI」案件に係る不適切な会計処理の概要

平成26年1月度に、実際には受注前であり、除染作業を開始していないにも関わらず、152,460千円（税込）の売上計上が行われた。また、売上計上の根拠とされる「検収書」についても、b社のF支店上長らの捺印のない平成26年2月13日付検収の検収額152,460千円（税込）の書面でしかなく、上長の捺印のある「検収書」は第1回第三者委員会に提出されなかった。当該売上計上は、「注文書」もなく、また「検収書」にも基づかず、何らの根拠もなく会計処理されたものであった。

(12) 本件不正行為について

本件不正行為が行われた時期は、概要以下のとおりである。

NO.	案件略称	得意先	受注総額 (税込)	受注 年月	完成 年月	月度											
						H25											
						3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	
1	I 案件	a社	877,133千円	H24.10	H25.09	●	→	●	→	●	→	●	→				
2	II 案件	ia社	44,735千円	H24.12	H25.09		●	→									
3	III 案件	a社	652,313千円	H25.05	H26.02							●	→				
4	IV 案件	a社	220,710千円	H25.07	H26.03						●	→					
5	V 案件	ia社	93,566千円	H25.08	H26.03						●	→					
6	VI 案件	a社	34,335千円	H25.10	H25.12							●	→				
7	VII 案件	a社	193,560千円	H25.10	-								●	→	●	→	
8	VIII 案件	ia社	13,089千円	H25.10	H26.01								●	→			
9	IX 案件	b社	52,175千円	H25.12	-								●	→	●	→	
10	X 案件	b社	231,000千円	H25.12	-										●	→	
11	XI 案件	b社	312,660千円	H26.02	-											●	

● : 本件不正行為に係る不適切な会計処理を行った月次

→ : 作業期間

(13) 損益に与える影響額

本件不正行為による、バイノスの過年度決算数値に与える金額的影響は、以下のとおりである。

なお、JBR は、本件不正行為について、第 1 回第三者委員会の指摘に基づき、請求書基準にて売上計上時期の修正を行っているが、下記は、必要に応じて、売上原価の計上時期を請求書基準による売上に対応させる修正を行うとともに、受注損失引当金繰入額の計上を行ったものである。

平成25年9月期													(金額単位: 千円)		
	第1四半期累計期間			第2四半期累計期間			第3四半期累計期間			平成25年9月期					
	修正前	修正後	修正額	修正前	修正後	修正額	修正前	修正後	修正額	修正前	修正後	修正額			
売上高	-	-	-	207,176	175,246	-31,929	1,189,290	680,471	-508,819	2,016,435	1,716,657	-299,778			
売上原価	-	-	-	239,340	239,340	0	1,123,145	863,130	-240,015	1,967,091	2,244,166	277,075			
売上総利益	-	-	-	-31,163	-63,093	-31,929	66,145	-202,658	-268,803	49,343	-527,509	-576,853			
営業利益	-	-	-	-60,544	-92,474	-31,929	5,022	-263,781	-268,803	-61,330	-638,184	-576,853			
経常利益	-	-	-	-64,688	-96,618	-31,929	-3,560	-272,364	-268,803	-76,569	-653,422	-576,853			
税引前当期純利益	-	-	-	-81,608	-113,538	-31,929	-20,480	-289,284	-268,803	-93,489	-758,796	-665,306			

平成26年9月期													(金額単位: 千円)		
	第1四半期累計期間			第2四半期累計期間			第3四半期累計期間			平成26年9月期					
	修正前	修正後	修正額	修正前	修正後	修正額	修正前	修正後	修正額	修正前	修正後	修正額			
売上高	662,611	249,321	-413,290	873,206	666,756	-206,450	-	-	-	-	-	-			
売上原価	684,552	532,987	-151,565	1,201,726	1,101,052	-100,673	-	-	-	-	-	-			
売上総利益	-21,941	-283,665	-261,724	-328,517	-434,294	-105,776	-	-	-	-	-	-			
営業利益	-67,079	-328,187	-261,107	-412,791	-517,137	-104,345	-	-	-	-	-	-			
経常利益	-73,372	-334,479	-261,107	-424,358	-528,704	-104,345	-	-	-	-	-	-			
税引前当期純利益	-73,372	-334,479	-261,107	-450,029	-554,374	-104,345	-	-	-	-	-	-			

4 調査の結果判明した事実

(1) バイノス買収に至る経緯等

JBR がバイノスを連結子会社とし、また多額の融資を行った経緯は、以下のとおりである。なお、引用したメールに関しては、誤字等と思われる箇所についても原文のまま記載している。

年月日	内容
平成 24 年秋頃	L 氏が、B 氏に対し、バイノスへの事業資金の支援を要請した。
平成 24 年 12 月 25 日	JBR の取締役会において、提案取締役を B 氏として、以下の事項が書面により決議された。 <ul style="list-style-type: none"> ・ JBR がバイノスに対して 80 百万円の融資を行う（実行予定日は平成 24 年 12 月 26 日）。 ・ JBR が U 氏から本人所有のバイノス株式を総額 10 百万円程度で取得し、かつ第三者割当増資の方法により総額 30 百万円程度のバイノス株式を引き受ける。出資総額は 40 百万円を上限とし、内訳については B 氏に一任する（実行予定日は平成 25 年 1 月末）。
12 月 26 日	JBR が、バイノスに対して、80 百万円の融資を実行した。
平成 25 年 1 月 21 日	JBR の取締役会において、B 氏の提案に基づき、以下の事項が決議された。 <ul style="list-style-type: none"> ・ JBR が U 氏から本人所有のバイノス株式を総額 10 百万円で譲り受ける。 ・ JBR が第三者割当増資の方法によりバイノス株式を払込金額の総額を 50 百万円として引き受ける。 ・ JBR のバイノス株式の持ち分比率が 10% を超えることから、出向役員として B 氏を派遣する。 <p>平成 24 年 12 月 25 日の書面決議においては、バイノスへの出資総額は 40 百万円を上限とするとされていたが、この決議により 60 百万円に増額された。</p> <p>また、同取締役会に提出された B 氏作成の資料には、「現在バイノスの資金繰りを勘案し、JBR とバイノスにて合弁会社設立を検討しましたが、平成 25 年 2 月において新たにバイノスへ出資し持分比率を 50% 超として連結子会社化する方が早期にバイノスの資金繰りを改善することができると思慮致します。」との記載があった。</p>
1 月 31 日	JBR が、バイノスに対して 60 百万円の出資を実行し、これによりバイノスに対する持株比率は 12.4% となった。
2 月 13 日	JBR の取締役会において、B 氏の提案に基づき、バイノスに対するデュレリジェンスを実施することが決議された。
2 月 20 日	JBR の取締役会において、B 氏の提案に基づき、JBR がバイノスに対して第三者割当増資及び株式取得により 350 百万円の追加出資を行い、バイノスを子会社化する（実行予定日は平成 25 年 2 月 27 日）ことが決議された。

年月日	内容
	なお、同日の取締役会議事録には、「議長より出資比率を過半数の51%ではなく58%にした理由についての質問がなされた。B氏は相手企業の資金繰りを考慮してのことである旨を回答した。議長より弊社への寄与はどの程度になるのかとの質問がなされた。B氏は今期の売上で20億円程度、経常利益ベースでは2-3億円程度プラスになる見込みであるが、除染作業を実施する人繰次第で左右される旨を述べた。」との記載がある。
2月27日	JBRが、バイノスが発行する募集株式を第三者割当の方法により引受け（払込金額の総額：288,500千円）、またe投資事業有限責任組合よりバイノス株式61,500千円を取得し、バイノスに対する出資比率を合計58.6%とし、子会社化した。

(2) バイノス買収後の経緯等

JBRがバイノスを連結子会社とした後の経緯は、以下のとおりである。

ア 平成25年3月度

(ア) 事実経過

平成25年3月度の「I」案件に係る本件不正行為等の経緯は、以下のとおりである。

年月日	内容
平成25年 3月上旬	3月6日、D氏が、件名を「バイノス中期計画」とし、CCにB氏を入れ、宛先をJBRの経営企画室所属従業員とするメールを送信した。同メールには、「首題の件、B氏の指示（来季売上は40億、原価にカー賃貸やその他経費を加算）において作成致しました。」との記載がされ、「バイノス中期計画（2013.03.06）」と題するエクセルファイルが添付された。その後、D氏とJBR経営企画室所属従業員の間でバイノスの中期計画の修正がなされ、最終的に確定したバイノスの中期計画においては、バイノスの平成25年9月期の利益計画は、営業利益426百万円、経常利益366百万円、税引前当期純利益366百万円とされ、平成25年3月度以降は月次損益が黒字化することが見込まれていた。【「2013年3月6日16:12メール」「2013年3月8日9:30メール」「2013年3月8日9:38メール」「2013年3月12日18:07メール」参照】
4月4日	D氏が、B氏に対して、件名を「バイノス平成25年3月売上見込み」と題するメールを送信した。同メールの添付ファイル「バイノス売上見込み（平成25年3月集計分）2013.04.04.xls」においては、「バイノス平成25年3月度売上見込」との標題の下、「取締役会発表」の欄に

年月日	内容
	「121,275,000 円」、「現在の集計状況」の欄に「87,462,047 円」と記載されていた。【「2013 年 4 月 4 日 21:26 メール」参照】
4 月 9 日	<p>JBR の取締役会において、提案取締役を B 氏として、JBR がバイノスに対して 200 百万円の追加融資を行う（実行予定日は平成 25 年 4 月 18 日）ことが書面により決議された。</p> <p>D 氏が、O 氏、V 氏及び N 氏に対して、件名を「バイノス原価（平成 25 年 3 月見込）N 氏への依頼もあります。」と題するメールを送信した。同メールの添付ファイル「平成 25 年 3 月見込（2013.04.09）.xls」においては、売上高 118,721,273 円、売上総損益△15,707,864 円と記載されていた。【「2013 年 4 月 9 日 17:29 メール」参照】</p>
4 月 10 日頃	D 氏は、B 氏から、バイノスの平成 25 年 3 月度の決算整理前の月次損益を黒字にするよう指示を受けた。D 氏が B 氏に対し、その理由を確認したところ「JBR からバイノスに対する追加融資の実行について、A 社長の承認を得やすくするため。」とのことであった。
4 月 11 日	<p>夕方頃、U 氏、D 氏及び C 氏等が、郡山の現場事務所にいたところ、D 氏は、P 氏に対し、「売上計画と差がある。32 百万を増額した検収書を作成して欲しい」と伝え、P 氏は、4 月以降に検収予定の除染作業を追加することにより、指示されたとおりの「I」案件について 32 百万円分の出来高を水増しした「検収書」及び「出来高明細書」を作成した。そして、P 氏は、同日 20 時 39 分に、U 氏、D 氏及び C 氏に対し、「お世話になります。本日頂いた資料にあわせ、3200 万円分の売上追加データを作成しました。宅地のそれぞれの氏名は、本日チェックに使用した大林作成の計画表より 4 月以降に予定している分を入れました。以上です。宜しくお願いたします。」と記載したメールに、出来高を水増しした「検収書」「出来高明細書」（エクセルデータ）を添付して送信した。【「2013 年 4 月 11 日 20:38 メール」参照】</p> <p>なお、C 氏によると、D 氏が P 氏に伝えた上記内容については、認識していなかったとのことである。</p>
4 月 12 日	バイノスは、P 氏が作成した出来高を水増しした「検収書」「出来高明細書」に基づいて売上計上を行い、これによって、平成 25 年 3 月度のバイノスの営業利益（8,344 千円）及び経常利益（384 千円）が黒字化した。またこの日、D 氏が O 氏に対し、「A 市ですが、a 社の検収金額は 59 百万円でした。上記を考慮して頂いたと思うのですが、A 市の所長（a 社）から大目に請求しなさいと温情が入りました。」「この件に関しては、B 氏・C 氏・N 氏にご存じです。また、B 市も同様に、検収金額 36 百万円に対して売上を増加しております。」と記載し、本来の検収金額に対して売上を水増し計上していることを示唆するメールを送信した。【「2013 年 4 月 12 日 20:01 メール」「2013 年 4 月 12 日 21:06 メール」「2013 年 4 月 12

年月日	内容
	日 22:16 メール」参照】
4月17日	D氏が、O氏に対し、「バイノスの売上は水増ししているのです、原価の2倍が売上ではなく、もっと売上は大きくなっています。」と記載し、バイノスの売上を水増し計上していることを示すメールを送信した。【「2013年4月17日17:37メール」参照】
	同日が、平成25年3月度の月次決算の締日(予定日)であった。
4月18日	JBRがバイノスに対して200百万円の追加融資を実行した。
4月22日	JBRの取締役会において、B氏が、バイノスの平成25年3月度の営業利益(8,344千円)が黒字化したことを報告した。
4月25日	バイノスの取締役会において、平成25年3月度の月次決算及び第一四半期報告が決議された。 D氏によると、月次決算の報告の際に、B氏から当月度の経常利益の着地見込が発表され(取締役会議事録には記載されていない)、その後、B氏から当該経常利益を達成するために、売上計上額を調整するよう指示を受けていたとのことである。
4月26日	B氏がU氏に対して「中間貯蔵施設でがっちり儲けましょう。期待します。」と記載したメールを送信した。【「2013年4月26日22:35メール」参照】

(イ) 小括

平成25年4月11日、D氏は、P氏に対して、「I」案件について、4月以降に予定されている出来高を先行して売上として計上できるよう、出来高を32百万円水増しした「検収書」等を作成するよう指示し、P氏はこれに従い、指示どおりの「検収書」等を作成の上、メールにファイルを添付して、U氏、D氏及びC氏に送信した。

U氏は、この「検収書」等をa社B市除染工事事務所所長のA0氏のもとに持ち込み、「JBRの社内資料として使用するだけである」等と説明することにより所長印を得て、これをもって売上計上の根拠資料としたと認められる。

以上より、かかる売上の先行計上については、D氏及びU氏が直接的に関与し、P氏もD氏からの指示に従ったことにより結果的に関与することとなったと認められる。

また、前記に記載のとおり、バイノスの連結子会社化をJBRに提案したのはB氏であったこと、B氏はバイノスの予算策定や月次決算数値の決裁に関与していたこと、B氏はその後もJBRの取締役会にバイノスへの融資を議案として上程しており、B氏からバイノスの平成25年3月度の決算整理前の月次損益を黒字にするようにという指示の理由について「JBRからバイノスに対する追加融資の実行について、A社長の承認を得やすくするため。」という理由を伝えられたというD氏の供述はその後のB氏の行動と整合していること、及び後記「第三、5(1)」に詳細に記載する各事実からは、バイノスにおける売上の先行計上に関して、B氏からD氏に対して何らかの指示が行われていた可能性は高いと考えられる。

イ 平成 25 年 4 月度

(ア) 事実経過

平成 25 年 4 月度の「Ⅱ」案件に係る本件不正行為等の経緯は、以下のとおりである。

年月日	内容
平成 25 年 5 月中旬	N 氏は、D 氏からの指示に基づき、「Ⅱ」案件に係る 4 月度の「検収書」を作成し、U 氏を通じて、a 社の捺印済みの「検収書」を入手した。当該「検収書」には、仕掛出来高として 30,983 千円（税抜）の記載があり、除染作業が一部完了していないことが認められる。
5 月 13 日	同日が、平成 25 年 4 月度の月次決算の締日（予定日）であった。
5 月 14 日	JBR の取締役会において、B 氏の提案に基づき、JBR がバイノスに対して 350 百万円の追加融資を行う（実行予定日は平成 25 年 5 月 16 日）ことが決議された。
5 月 16 日	JBR がバイノスに対して 350 百万円の追加融資を実行した。
5 月 20 日	JBR の取締役会において、B 氏が、バイノスの平成 25 年 4 月度の営業損益は 33,801 千円の黒字、経常損益は 32,640 千円の黒字であることを報告した。

(イ) 小括

D 氏によれば、バイノスの平成 25 年 5 月度の月次決算においては、約 30,000 千円の経常利益に着地するよう B 氏から指示された。

これは、平成 25 年 4 月 25 日のバイノスの取締役会において、B 氏が、バイノスの平成 25 年 3 月度の実績を報告するとともに、併せて、バイノスの平成 25 年 4 月度の経常利益が約 30,000 千円になるとの説明を行ったためである。その後、D 氏は、B 氏から、4 月度の決算が取締役会で説明した月次損益の見込になるよう指示を受けた。

このため、D 氏は、平成 25 年 4 月度の「Ⅱ」案件について、U 氏を通じて、a 社 A 市除染事務所所長の AN 氏に対して 189,521 千円（税込）の出来高が記載された「検収書」の捺印を依頼した。そして、平成 25 年 4 月度は、当該検収書に基づき売上計上が行われているが、当該「検収書」には、仕掛出来高として 30,983 千円（税抜）の記載がある。これは、D 氏によれば、除染作業が完了していない出来高相当については、「検収書」上にその旨を明記することを先方から求められたのではないかとのことである。

この結果、バイノスの平成 25 年 4 月度の経常損益は、32,640 千円の黒字となった。

なお、平成 25 年 4 月度においては、「Ⅱ」案件に係る「請求書」に基づく出来高

は 156,979 千円 (税込) であるのに対して、当該売上計上額は 189,521 千円 (税込) であり、32,542 千円の差異が発生している。

ウ 平成 25 年 5 月度

(ア) 事実経過

平成 25 年 5 月度の「I」案件に係る本件不正行為等の経緯は、以下のとおりである。

年月日	内容
平成 25 年 6 月 1 日	P 氏がバイノスを退職した。
6 月 7 日	JBR の取締役会において、提案取締役を B 氏として、JBR がバイノスに対して 400 百万円の追加融資を行う (実行予定日は平成 25 年 6 月 18 日) ことが書面により決議された。
6 月 13 日	同日が、平成 25 年 5 月度の月次決算の締日 (予定日) であった。
6 月 18 日	JBR がバイノスに対して 400 百万円の追加融資を実行した。
6 月 20 日	B 氏が U 氏に対して「私の上場屋と言われた人生の先がみえてきました。残りの人生をバイノスの上場ともう一社の上場にかけてみたいと思います。」と記載したメールを送信した。【「2013 年 6 月 20 日 17:22 メール」参照】
	JBR の取締役会において、B 氏が、バイノスの平成 25 年 5 月度の営業損益は 20,674 千円の黒字、経常損益は 19,048 千円の黒字であることを報告した。 なお、同日の取締役会議事録には、第 1 号議案の「5 月度月次決算承認の件」において、「B 氏は、バイノス社の除染作業について 8 月から XII が始まる旨を述べた。K 氏より道路除染作業は殆ど進んでいないと聞いているが現状についての質問がなされた。C 氏は現状進んでいない旨を回答した。K 氏はバイノス社の粗利率が変わらず低い理由について質問がなされた。B 氏は車両の初期費用が原価に含まれており、当面の粗利率が下がっている。今後、車両の導入数が抑えられていくことでその分粗利率が上がっていく見込みである旨を述べた」との記載がある。

(イ) 小括

D 氏によれば、バイノスの平成 25 年 5 月度の月次決算においては、約 20,000 千円の経常利益に着地するよう B 氏から指示された。

このため、D 氏は、U 氏等に平成 25 年 5 月度の「I」案件の検収額を 194,139 千円 (税込) とした「出来高明細書」について、A0 氏の捺印の受領を依頼し、これに

基づき売上計上を行った。

この結果、バイノスの平成 25 年 5 月度の経常損益は、19,048 千円となった。

なお、バイノスの平成 25 年 5 月度については、平成 25 年 6 月 1 日に P 氏がバイノスを退職したことに伴い、業務の引継に係る混乱があったことから「請求書」の作成を行うことができなくなっていた。

このため、平成 25 年 5 月度に係る a 社に対する請求書は、平成 25 年 7 月に入ってから、a 社に催促される形で発行に係る手続を行ったが、当該「請求書」に記載された出来高は 14,817 千円（税込）であり、売上計上額との間に 179,322 千円もの多額の差異が生じていた。

また、平成 25 年 6 月 20 日に B 氏が U 氏に対して送信したメールの記載から、自らを「上場屋」と呼称する B 氏が、バイノスの上場を意識していたことが窺われる。

エ 平成 25 年 6 月度

(ア) 事実経過

平成 25 年 6 月度の「I」案件に係る本件不正行為等の経緯は、以下のとおりである。

年月日	内容
平成 25 年 7 月 1 日	B 氏が U 氏に対して「すでに A 市は大赤字です。B 市のように調整できませんか?」と記載したメールを送信した。【「2013 年 7 月 1 日 18:07 メール」参照】
7 月 8 日	JBR の取締役会において、提案取締役を B 氏として、JBR がバイノスに対して 350 百万円の追加融資を行う（実行予定日は平成 25 年 7 月 18 日）ことが書面により決議された。
7 月 9 日	Q 氏が D 氏（CC：V 氏, O 氏, C 氏）に対して「I」案件に係る受注額の減額について「B 氏へ U 氏から連絡がいつているようです」と記載したメールを送信した。【「2013 年 7 月 9 日 12:06 メール」参照】 U 氏が B 氏に対して、6 月度の「I」案件に係る出来高明細書を送信した。【「2013 年 7 月 9 日 19:08 メール」参照】
7 月 13 日	同日が、平成 25 年 6 月度の月次決算の締日（予定日）であった。
7 月 16 日	AC 氏が AF 氏（CC：D 氏, O 氏, V 氏, AE 氏, AD 氏, G 氏）に対して、「B 氏からバイノスの月次推移表、事業場別の損益の提出を求められました」と記載したメールを送信した。【「2013 年 7 月 16 日 17:21 メール」参照】
7 月 18 日	D 氏が AF 氏及び AC 氏に対して、バイノスの来期予算案について「B 氏と本日打合せをしまして、売上 4,000 百万、経常 200 百万という暫定数値になっております」と記載したメールを送信した。【「2013 年 7 月 18 日 19:03 メール」参照】

年月日	内容
	JBR がバイノスに対して 350 百万円の追加融資を実行した。
7 月 22 日	JBR の取締役会において、B 氏が、バイノスの平成 25 年 6 月度の営業損益は 11,091 千円の黒字、経常損益は 9,439 千円の黒字であることを報告した。 なお、同日の取締役会議事録には、「第 2 号報告 関係会社報告の件」の箇所に、「議長よりバイノス社の予算との乖離の理由について質問がなされた。B 氏は外注費、自動車レンタル費等の経費が予想以上に掛かったことによる旨を説明した」との記載がある。
7 月 26 日	G 氏が V 氏 (CC : C 氏, D 氏, M 氏, O 氏, Q 氏, AG 氏, N 氏, AH 氏) に対して、「Ⅲ」案件の外注先との契約単価について「Ⅱ」案件の単価で、「Ⅲ」案件の契約をまくことに関しては、B 氏の承認済みです」と記載したメールを送信した。【「2013 年 7 月 26 日 21:39 メール」参照】
7 月 29 日	G 氏が D 氏 (CC : V 氏, C 氏, M 氏, O 氏, Q 氏, AG 氏, N 氏, AH 氏) に対して、「Ⅲ」案件の外注先との契約単価について「参考単価（オペ、一般作業員）は、本日 B 氏よりご指示いただいた価格です」と記載したメールを送信した。【「2013 年 7 月 29 日 20:26 メール」参照】

(イ) 小括

D 氏によれば、バイノスの平成 25 年 6 月度の月次決算においては、約 10,000 千円の経常利益に着地するよう B 氏から指示された。

このため、D 氏は、平成 25 年 6 月度においても、前月度と同様に、U 氏等に「Ⅰ」案件の検収額を 306,138 千円（税込）とした「出来高明細書」について、A0 氏の捺印の受領を依頼し、これに基づき売上計上を行った。

なお、平成 25 年 6 月度の請求書上の出来高は 20,606 千円（税込）であった。

この結果、バイノスの平成 25 年 5 月度の経常損益は、9,439 千円の黒字となった。

また、上記のとおり、B 氏は、JBR からバイノスに出向している D 氏等からバイノスの業務状況について報告を受け、予算や取引条件等について指示を行うとともに、U 氏からも直接情報収集を行い、バイノスの経営に積極的に関与していたことが窺える。

オ 平成 25 年 7 月度

(ア) 事実経過

平成 25 年 7 月度の「Ⅰ」案件に係る本件不正行為等の経緯は、以下のとおりである。

年月日	内容
平成 25 年	D 氏が O 氏 (CC : Q 氏, G 氏, V 氏) に対して、バイノス着地見込みにつ

年月日	内容
8月2日	いて「B氏と作成しましたが,非常に困難な数値です(赤字ですが。。。)」と記載したメールを送信した。【「2013年8月2日12:18メール」参照】
8月8日	AF氏がD氏及びO氏(CC:B氏,AC氏)に対して,バイノス着地見込みについて「B氏より,保守的に,バイノス売上,原価を7~9月,各月50Mずつ減らすよう指示がありました」と記載したメールを送信した。【「2013年8月8日11:53メール」参照】
8月12日	AF氏がO氏(CC:D氏,AC氏,V氏,B氏)に対して,JBRの取締役会にて報告予定の月次速報について「B氏も了解,とのことなので,明日の役会資料資料「月次速報」はD氏作成の7月売上265M,経常利益△87Mで提出させていただきます」と記載したメールを送信した。【「2013年8月12日19:36メール」参照】
8月13日	JBRの取締役会において,B氏の提案に基づき,JBRがバイノスに対して400百万円の追加融資を行う(実行予定日は平成25年8月16日)ことが決議された。 D氏がO氏及びV氏に対して,バイノスの7月度月次決算資料について「実績が実績ですので,B氏の判断を仰ぎます」と記載したメールを送信した。【「2013年8月13日18:20メール」参照】 D氏がU氏に対して「7月は107百万の赤字は表向きですが,B市の40百万,A市の70百万は前倒しですので,実際は217百万の赤字になっています」「このままの収益構造ですと,会社が非常に危険なことを認識下さい」と記載したメールを送信した。【「2013年8月13日19:18メール」参照】 また,上記メールを送信した直後に,D氏は,V氏及びO氏に対して,上記U氏宛のメールを転送した上で,「B氏からの指示もありましたが,今後のバイノスの収益を考えると誰かが言わないといけないので。。。バイノスの現在の実力地からすると,JBRの貸付は。。。です」と記載したメールを送信した。【「2013年8月13日19:20メール」参照】
8月14日	同日が,平成25年7月度の月次決算の締日(予定日)であった。
8月16日	JBRがバイノスに対して400百万円の追加融資を実行した。
8月20日	JBRの取締役会において,B氏が,バイノスの平成25年7月度の営業損益は84,276千円の赤字,経常損益は86,224千円の赤字であることを報告した。

(イ) 小括

D氏によれば,バイノスの平成25年7月度の月次決算においては,経常損益の赤字額を1億円以内とするようB氏から指示された。また,U氏がB氏に対してB市の案件で追加受注85,000千円(税込)が取れたと報告していたことからか,D氏は,B氏からこの追加受注のうち42,000千円(税込)について7月度に計上するように

指示された。

このため、D氏は、平成25年7月度においては、「I」案件に関して42,000千円（税込）の売上の先行計上を行った。なお、この時点では、U氏の受注が取れたという話だけであったので、「注文書」を未だ入手しておらず、結果、当該42,000千円（税込）の売上については、最終的に追加受注できていない。

この結果、バイノスの平成25年7月度の経常損益は、86,224千円の赤字となった。

また、上記のとおり、平成25年7月度の営業損益及び経常損益は、JBRがバイノスを買収してから初めて赤字に転落しており、月次決算を確定するに際して、D氏及びAF氏が、頻繁にB氏の判断を仰いでいる様子が窺える。

オ 平成25年8月度

(ア) 事実経過

平成25年8月度の「IV」案件及び「V」案件に係る本件不正行為等の経緯は、以下のとおりである。

年月日	内容
平成25年 9月9日	JBRの取締役会において、提案取締役をB氏として、JBRがバイノスに対して400百万円の追加融資を行う（実行予定日は平成25年9月17日）ことが書面により決議された。
	D氏がAG氏（CC：V氏、M氏）に対して「B市ですが、B氏より先程、出来高（8月月次）やI（契約残高の決着）の決着資料を作成するように言われましたので、終日B市におります」と記載したメールを送信した。【「2013年9月9日10:04メール」参照】
	D氏がB氏、C氏、M氏、N氏、AG氏及びG氏（CC：O氏、V氏、Q氏）に対して、「V」案件の発注書について「B市のA0氏と打合せをした際には38百万円（8月下旬）と見込んでおりました。最終的には41百万円ですので、3百万円UPしたことになります」と記載したメールを送信した。【「2013年9月9日10:23メール」参照】
9月11日	D氏がV氏、O氏及びQ氏に対して「B市のI地区は契約した金額すべての請求が8月度で完了します。7月度に前倒しした40百万円の売上は9月下旬に再精査して契約していく予定です。」と記載したメールを送信した。【「2013年9月11日16:49メール」参照】
9月12日	同日が、平成25年8月度の月次決算の締日（予定日）であった。
9月17日	JBRがバイノスに対して400百万円の追加融資を実行した。
9月20日	JBRの取締役会において、B氏が、バイノスの平成25年8月度の営業損益は15,378千円の赤字、経常損益は17,612千円の赤字であることを報告した。

年月日	内容
9月23日	AF氏がV氏(CC:O氏,D氏,AC氏,B氏)に対して、バイノスの前渡金・前払費用について「B氏より(1)m社489万円でOK,(2)n社9月で250万減った金額を出してほしい、とのことです」と記載したメールを送信した。【「2013年9月23日18:48メール」参照】

(イ) 小括

D氏によれば、バイノスの平成25年8月度の月次決算に関しては、「IV」案件(平成25年7月31日発注)の42,000千円(税込)及び「V」案件(平成25年8月9日発注)の42,000千円(税込)について、いずれも除染作業が終了していないにも関わらず、B氏から一括計上するよう指示があった。このため、D氏は、当該指示に基づき、当該案件に関して売上計上を行った。

この結果、バイノスの平成25年8月度の経常損益は、17,612千円の赤字となった。

なお、上記のとおり、B氏は、バイノスの各案件の状況について積極的に情報収集を行っている様子が窺えることから、「IV」案件及び「V」案件の進捗状況と売上の計上時期が対応していないことに関しての認識はあったものと思料される状況であった。すなわち、平成25年8月度の「IV」案件及び「V」案件に関して、実態は除染作業が終了していないことを認識しながらも、D氏に対し、当該案件に係る売上の一括計上を指示したものと思料される。

カ 平成25年9月度

(ア) 事実経過

平成25年9月度の「III」案件、「IV」案件、「V」案件及び「VI」案件に係る本件不正行為等の経緯は、以下のとおりである。

年月日	内容
平成25年 10月1日	JBRの取締役会において、提案取締役をB氏として、JBRが、U氏からバイノス株式50株、P氏からバイノス株式8株を、総額17,400,000円(1株あたり30万円)で譲り受けることが書面により決議された。なお、B氏が作成した取締役会資料には、「バイノスは、本年2月27日に当社子会社となって以来、a社を元請とする『バイノスRD工法』『バイノスRDII工法』等の一次請負として放射性物質除染作業を継続受注しており、当月からは除染効率を更に向上させた『バイノスRDIII工法』を加え、近年当社グループが目指して来た10,000百万円超える売上高達成にも多大な貢献をしてまいりました。今般、当社株式が『除染銘柄』『国策銘柄』等と称され、注目を集めたこともバイノスが所有する『バイノス(藻)』による高効率の除染が寄与しており

年月日	内容
	<p>ます。また、今後、バイノスが展開して行く『色素増感型太陽光発電』や『バイオマス固形燃料』等の新たなバイノスプロジェクトも見据え、当社グループのガバナンスのためにも、バイノス株式の当社持分比率増価は望ましいものと思料されますことから、本件株式譲受につき、ご承認願います。」との記載があった。</p> <p>JBR からバイノスに対して 17.4 百万円の追加出資を実行し、これにより JBR の持株比率は 58.64% から 62.41% に増加した。</p>
10月4日	<p>「V」案件について、a 社から、43,050 千円（税込）の「注文書」をいったん破棄して、16,000 千円（税抜）で再発行したい旨の連絡を受けたことに関して、Q 氏、U 氏、D 氏、O 氏、V 氏、G 氏の間でメール等により情報共有がされた。その中で、D 氏は、U 氏に対して、「V ですが、8 月度に売上 42,000 千円計上しています。（税抜 40,000 千円）AP 氏のご依頼を受けた場合、「V」案件で追加発注（25,000 千円以上税抜）を頂かないと売上計上の根拠がなくなります。上記に加えて、I の追加（税抜 66,000 千円～）はいつ頃頂戴できますでしょうか？※ I の追加発注がない場合、7 月度に計上した 40,000 千円（税抜）をマイナスしなければなりません。」「9 月の取締役会前に B 氏と打合せした内容と今回の件、改めてご確認させて下さい。」と記載し、「V」案件において a 社の要望を受け入れた場合、バイノスの 8 月度の売上の根拠がなくなってしまうとして何らかの対処を U 氏に求めるメールを送信した。また、D 氏は、「お電話の件です。B 市・A 市の確認事項（本日の発注書の破棄）を記載しております。」と記載した上で、CC に C 氏を入れてこのメールを B 氏に転送し、B 氏に対して状況の報告を行った。【「2013 年 10 月 4 日 12:24 メール」「2013 年 10 月 4 日 12:57 メール」「2013 年 10 月 4 日 13:23 メール」「2013 年 10 月 4 日 13:34 メール」参照】</p>
10月7日	<p>B 氏が、上記メールへの返信として、D 氏に対し、「念のため、古いの残しておいて、これは重大。明日は郡山に 5 時過ぎに入る。U 氏に確認いたします。」と記載し、a 社から受領済みの発注書を保管しておくよう指示するとともに、自らが直接 U 氏と協議することを告げるメールを送信した。【「2013 年 10 月 7 日 21:10 メール」参照】</p>
10月8日	<p>JBR の取締役会において、提案取締役を B 氏として、JBR がバイノスに対して 200 百万円の追加融資を行う（実行予定日は平成 25 年 10 月 17 日）ことが書面により決議された。</p> <p>郡山にて、U 氏、B 氏、C 氏、D 氏による打合せが行われた。その際に使用された資料（B 氏の依頼に基づき、D 氏が作成したもの）である「B 市売上（平成 25 年 9 月度）」と題する表においては、「V」の行において、「当初（U 氏説明）」の欄に「20,000,000」、「発注書」の欄に</p>

年月日	内容
	<p>「16,000,000」,「8 月売上計上済み」の欄に「40,001,345」,「9 月売上可能額」の欄に「-24,001,345」の記載がある。さらに,「備考」の欄には「発注金額変更 (a 社より)」との記載がある。また,その 1 行下の「V (追加)」の行には,「発注書」の欄に「25,000,000」,「9 月売上可能額」の欄に「25,000,000」の記載がある。さらに,「備考」の欄には「最低でも 25,000 千円 (税抜) の発注書・検収書が必要です。」との記載がある。その上で,当該資料には,「バイノス 9 月着地が経常利益 0 千円の場合」「I の手直しは,作業をしていない分を差し引きされる可能性があります。」「a 社が仕掛も含めて検収書を発行することが条件」等の,利益操作や先行売上を示唆する表現が記載されている。【「2013 年 10 月 8 日 11:04 メール」参照】</p> <p>さらに,上記打合せにて使用されたと考えられる別の資料によると,平成 25 年 7 月時点における B 市の売上計上額が受注残高を 40 百万円超過していることが認められる。【「2013 年 10 月 8 日 19:13 メール」参照】</p>
10 月 12 日	<p>AC 氏が D 氏 (CC : AF 氏) に対して,バイノスの平成 26 年 9 月期予算について「部長の指示内容は下記の通りです。25 年 10 月経常利益△35M (△47M ダウン),26 年 1 月経常利益 20M ダウン,26 年 6 月以降売上 100M/月,原価 50%くらい,賃借料は JBRLe と一致,営業利益 20M/月」と記載したメールを送信した。【「2013 年 10 月 12 日 19:12 メール」参照】</p>
	<p>同日が,平成 25 年 9 月度の月次決算の締日 (予定日) であった。</p>
10 月 14 日	<p>C 氏が B 氏に対して「「Ⅲ」案件の進捗表お送りします。工期としましては,25 日にほぼ終わります。」と記載したメールを送信した。【「2013 年 10 月 14 日 17:48 メール」参照】</p> <p>B 氏が C 氏に対して「十月の月次損益は 35 百万円を確保するよう伝えました。Ⅶは必須。未だに発注書の入手について曖昧です。もう道路で決まっているのでは,超心配。」と記載したメールを送信した。【「2013 年 10 月 14 日 22:24 メール」参照】</p>
10 月 15 日	<p>N 氏が B 氏, O 氏, D 氏, C 氏及び M 氏に対して,「I」案件 (7 月度),「IV」案件 (8 月度, 9 月度),「Ⅲ」案件 (9 月度, 契約外作業分),「VI」案件 (9 月度) の検収書をメールにて送信した。【「2013 年 10 月 15 日 17:27 メール」参照】</p>
10 月 17 日	<p>JBR がバイノスに対して 200 百万円の追加融資を実行した。</p>
10 月 21 日	<p>JBR の取締役会において, B 氏が, バイノスの平成 25 年 9 月度の営業損益は 33,406 千円の黒字, 経常損益は 30,953 千円の黒字であることを報告した。また, さらに, B 氏は, 「自己株式の処分の件」として以下の事項を報告した。</p>

年月日	内容
	<p>「バイノスが行う G 県内の道路除染において、バイノス社が行うロードリフレッシャーを用いた除染工法が環境省から評価され、先般、IX の受注が決定した。これを受け、設備投資資金等が必要となるため、JBR が保有する自己株式を処分し、公募方式により 40 億円規模の資金調達を行う方向で、証券会社等と調整を進めている。」</p>
10月24日	<p>「Ⅲ」案件に関し、D 氏が、V 氏 (CC : N 氏, C 氏, O 氏) に対して、「Ⅲ」案件は 9 月に受注残高全てを売上計上を行っていることから、工期延長に関して原価の増額を記載できない状態です。※10月の原価に対する売上がない状態。」と記載したメールを送信した。</p> <p>同メールには、併せて、「バイノスとしての実際の作業状況は、10 月末までにはほぼすべての作業を完了する段取りです。その後、手直し等々や追加作業が発生する可能性があります。11 月中に a 社が A 市に対して、最終の検収を終える予定です。」との記載があり、実際の除染作業が 9 月末時点では終了していないことを意味する記載がある。</p> <p>また、「AI 氏と Q 氏は、メールから一旦外しました。※AI 氏には刺激が強いのと、Q 氏は退社されるので。。」との記載があり、ここからは、D 氏は、同メールの送信時において、同メールの宛先である V 氏、CC に含まれる N 氏、C 氏、O 氏については、同メールの内容について状況を理解していたと認識していたことが認められる。【「2013 年 10 月 24 日 13 : 16 メール」参照】</p> <p>【「2013 年 10 月 24 日 13 : 16 メール」に関連して、O 氏が、D 氏に対して、「この件、10/1 以降の売上はゼロで、原価もゼロという会計処理になることを想定すればよろしいでしょうか。」と記載したメールを送信したところ、D 氏は、O 氏 (CC : V 氏, N 氏, C 氏) に対して、「ちょっと違います。悲しい結果です。「Ⅲ」案件は売上 0 円、原価が 100 百万円を超える 10 月度となります。ちなみに、B 市でもおなじようなこととなります。9 月に頂戴した発注書は全て、売上に計上してあります。詳細は、メールでは事細かに言えませんが、東京にいる際に…」と記載したメールを返信した。【「2013 年 10 月 24 日 15:19 メール」参照】</p> <p>上記メールに返信する形で、O 氏は、D 氏 (CC : V 氏, N 氏, C 氏) に対して「それ強烈にまずいですね。釈迦に説法になりますが、出来高明細は売上を計上できる工区にヒモつけてもらうこととなります。でないと、9 月の売上が否定されて、J B R 17 期の数字の修正が迫られます。経理のキホン、収益費用対応の原則がさく裂します。これはもう絶対に避けて下さいね！」と記載したメールを送信した。【「2013 年 10 月 24 日 16:02 メール」参照】</p>

年月日	内容
10月25日	AC氏がD氏に対して「部長のお話をまとめますと、8月までは想定通り、9月は道路除染の受注を見込んでいたが、受注がなかったため、売上が予算に未達というストーリーにしたいとのことでした。」と記載したメールを送信した。【「2013年10月25日21:09メール」参照】
10月28日	D氏がAC氏、AF氏、AD氏（CC：B氏）に対して「平成25年9月期の第四四半期着地見込みをもとに作成しました」と記載したメールに、第四四半期着地見込と実績値の比較資料を添付して送信した。【「2013年10月28日9:00メール」参照】

(イ) 小括

平成25年9月度においても、「Ⅲ」案件、「Ⅳ」案件等の複数の案件について売上の先行計上が行われており、先行計上する売上の金額も前月までと比べて多額になっている。例えば、「Ⅲ」案件の「請求書」に基づく出来高は101,397千円（税込）であるのに対し、受注残全額の201,433千円（税込）の売上が一括計上されているが、上記のとおり、C氏は平成25年10月14日に、B氏に対して「Ⅲ」案件の進捗を報告し、その際に「工期としましては、25日にはほぼ終わります。」と述べており、9月末時点においては除染作業が未だ完了していなかったこと、及びB氏がこの事実を認識していたことが強く推認される。

また、バイノスの平成25年9月度の月次決算の締め日は、平成25年10月12日であったところ、上記のとおり、その直前の同月8日にD氏は、B氏宛てに「Re:B市電話」と題するメールを送信しているところ（【平成25年10月8日11:04】参照）、同メールの本文中に「B氏 お疲れ様です。昨日ご依頼のありました、資料を作成しました。尚、9月の取締役会前にU氏と打合せをしました、資料もつけてあります。」、 「N氏 3部印刷して、B氏、C氏、U氏にお渡しください（17:00頃、A市にて打合せがあります。）※sheetが2つあります。」との記載があり、さらに、同メールの添付ファイル「打合せ資料（バイノス9月上）2013.10.08.xlsx」には、「9月26日」及び「10月8日」の2つのシートがあり、バイノスの9月度の経常損益の着地として、経常損益をゼロにするために必要な9月度の売上計上金額を算定する資料となっている。このことから、B氏は毎月の経常損益を意識しており、B氏の指示する経常損益を確保できる売上高を計上するための検収書等を入手していたとのD氏の供述が裏付けられる。

また、10月24日のD氏とO氏とのメールのやり取りにおいて、「Ⅲ」案件については9月度に受注残高全額の売上計上を行っているもので、10月度は原価に対する売上がないこと等について認識が共有されている。D氏からO氏に対しては、それ以前も、売上の先行計上を示唆するメールが複数送信されているが、上記メールのやり取りからは、遅くとも10月24日時点においては、O氏もバイノスにおける売上の先行計上を認識していたものと考えられる。なお、O氏は、バイノスにおける売上の先行計上については、「関連するメールを受け取っていたかもしれないが、当時

の自分の関心事ではなかったため、明確には認識していなかった」と主張している。

そして、D氏が、O氏とB氏が旧知の仲である事実（O氏は、以前、B氏と同じ職場に勤務しており、JBRグループへの入社もB氏の紹介によるものであり、B氏の指示によりバイノスの管理業務についてサポートすることを求められていた）を認識していたこと、そのO氏に対して、何ら警戒する様子を見せることなく、バイノスにおける売上の先行計上を示すメールを送信していること等を踏まえると、D氏がB氏に内密で売上の先行計上を行っていたとは考え難い。

キ 平成 25 年 10 月度

(ア) 事実経過

平成 25 年 10 月度の「Ⅷ」案件、「Ⅶ」案件、及び「Ⅸ」案件に係る本件不正行為等の経緯は、以下のとおりである。

年月日	内容
平成 25 年 11 月 4 日	D氏がI氏、J氏（CC：B氏、N氏）に対して、内部監査への対応の中で「Ⅲ」案件の作業明細を送付する際に、「【注意点】その他の月の作業明細を依頼されると、非常に困ります。※ダミーを作成しなければならず、時間が相当かかります。7月分には6月8月9月の実際に作業をした明細を加えてあります。」と記載したメールを送信した。 【「2013年11月4日12:55メール」参照】
11月11日	D氏がU氏（CC：C氏、BCC：B氏）に対して、件名を「10月度検収書・発注書の件」として、「10月の月次を組むにあたり、下記の検収書が必要ですので、明日（12日）に入手願えないでしょうか？」と記載して、「B市Ⅳ」案件について25百万円、「Ⅶ」案件について約100百万円、A市d社の案件について約16百万円、A市事務所除染の案件について13百万円の検収書を要請した。また、D氏は、同メールにて、「過去の売上計上に関しまして下記の書類が必要となりますが、いつまでに入手できますでしょうか？」と記載して、「Ⅰ」案件について「7月と9月に計上した85百万円（税抜）の発注書」とB市の杭打ちについて「9月に計上した3.9百万円（税抜）の発注書」を要請した。 さらに、同メールにて「※発注書に関しましては、U氏がAO氏と約束をしてから約1カ月ほど経過しております。監査法人からもB氏に問い合わせがあり、時間的に余裕はない状態です。いつまでに、入手できるのかご返答下さい。」と記載されている。 D氏は、その上でさらに、「10月度には88百万円（税抜）を売上計上する予定ですので、それ以上の発注書がないと監査法人に対して説明がつかないこと、ご配慮下さい。」と記載して、10月度の売上額から逆算してエビデンスとなる発注書を決めていることを示唆するメー

年月日	内容
	ルを送信した。【「2013年11月11日17:57メール」参照】
11月12日	同日が、平成25年10月度の月次決算の締日(予定日)であった。
11月13日	D氏がU氏(CC:B氏)に対して、「IX」案件について「b社の売上ですが、10月は台風の影響もあり作業員への支払いが少なかったため、46百万円(当初は88百万円)に変更致しました。」と記載したメールを送信した。【「2013年11月13日11:52メール」参照】
11月14日	D氏がU氏(CC:B氏)に対して、「IX」案件の着工依頼書について「頂戴した資料ですが、着工日が11月になっています。これでは、10月の売上根拠資料にはならないので、着工日を11月ではなく10月中旬に変更して下さい。」と記載したメールを送信した。【「2013年11月14日14:16メール」参照】
	JBRの取締役会において、B氏の提案に基づき、JBRがバイノスに対して200百万円の追加融資を行う(実行予定日は平成25年11月18日)ことが決議された。
11月18日	JBRの取締役会において、提案取締役をB氏として、以下の事項が書面により決議された。 <ul style="list-style-type: none"> ・公募による自己株式の処分(一般募集)を行う。募集株式数は普通株式49,825株。払込期日は平成25年12月3日から平成25年12月6日まで。 ・JBR株式の売出し(オーバーアロットメントによる売出し)を行う。売出株式数は普通株式7,470株。受渡期日は一般募集における払込期日の翌営業日。 ・第三者割当による自己株式の処分を行う。募集株式数は普通株式7,470株。払込期日は平成25年12月19日。
	D氏がV氏(CC:N氏,C氏,O氏,AI氏)に対して、「IX」案件の着工依頼書について「これは10月の売上エビデンス用です。」「工期が11月開始は意味がありません。10月の売上エビデンスの意味を理解していますか?つまり今のままでは押印する意味がないということです。」と記載したメールを送信した。【「2013年11月18日13:35メール」参照】
	JBRがバイノスに対して200百万円の追加融資を実行した。
11月20日	JBRの取締役会において、提案取締役をB氏として、第17期決算承認の件等が書面により決議された。また、その際の添付資料においては、バイノスの平成25年10月度の営業損益は41,922千円の赤字、経常損益は44,072千円の赤字とされている。
11月25日	D氏がN氏(CC:V氏,O氏,C氏)に対して「添付の書類は、10月b社の売上計上のエビデンスにします。※売上金額は46百万円だったような気がします。上記は、B氏とU氏にて相談した結果のものです。

年月日	内容
	→バイノス 10 月赤字を 50 百万以内にする為のものです。」と記載し、B 氏が U 氏と相談の上、D 氏に対し、「バイノス 10 月赤字を 50 百万円以内にする為」に「10 月 b 社の売上計上のエビデンス」が作成されていたことを示すメールに、「IX」案件の着工依頼書のファイルを添付して送信した。【「2013 年 11 月 25 日 14:04 メール」参照】
11 月 26 日	B 氏が U 氏に対して、バイノスのテレビ撮影について「撮影の成功楽しみです。バイノスは私の拠りどころです。」と記載したメールを送信した。【「2013 年 11 月 26 日 11:09 メール」参照】
	平成 25 年 11 月 18 日の取締役会において決議した自己株式の処分及び当社株式の売出しに関し、処分価格及び売上価格等が決定された。 <ul style="list-style-type: none"> ・公募による自己株式の処分（一般募集）を行う。 <p>払込金額の総額：3,322,380,825 円</p> <p>払込期間：平成 25 年 12 月 3 日</p> ・当社株式の売出し（オーバーアロットメントによる売り出し） <p>売価格の総額：519,531,030 円</p> <p>受渡期間：平成 25 年 12 月 4 日</p> ・第三者割当による自己株式の処分 <p>払込金額の総額：（上限）498,107,070 円</p> <p>払込期間：平成 25 年 12 月 19 日</p>
	B 氏が U 氏に対して、「本日、jbr の資金調達額が決定しました。38 億円もの大金を手にいれました。これで一安心、バイノスで勝負にいける。」「ロードリフレッシャーのオーダー急ぎましょう。土木の人材採用、優秀な作業員の囲い込み、」と記載したメールを送信した。【「2013 年 11 月 26 日 16:06 メール」参照】

(イ) 小括

平成 25 年 10 月度も、複数の案件において売上の先行計上が行われているが、とりわけ、「IX」案件については、具体的なメールのやり取りが確認できる。同案件は、平成 25 年 12 月に b 社から受注した案件であるが、11 月の時点で「着工依頼書」を作成し、後から「検収書」を入手することにより売上の計上が行われたものであり、10 月時点において除染作業は開始されていなかった。11 月 25 日に D 氏が N 氏らに送信したメールには、「※売上金額は 46 百万円だったような気がします。上記は、B 氏と U 氏にて相談した結果のものです。→バイノス 10 月赤字を 50 百万以内にする為のものです。」との記載があるが、このメールを送信するより前の 11 月上旬の時期に、D 氏が B 氏や U 氏を宛先として、「IX」案件の売上を恣意的に計上するための打合せともいべき複数のメールを送信していることに鑑みると、「B 氏と U 氏にて相談した結果」であることは、D 氏の一方的な見解ではなく、事実を述べたものであると認められる。

なお、JBRは平成25年11月にバイノスの事業資金等を資金使途とする自己株式の処分による資金調達を行っている。このことと本件不正行為の関連については、本件不正行為の開始時点である平成25年3月の時点においては当該資金調達の計画が確認できないこと、及び自己株式の処分後も本件不正行為が継続されていることから、当該自己株式の処分を有利な条件で成功させることが本件不正行為の動機であったとは認められない。

ク 平成25年11月度

(ア) 事実経過

平成25年11月度の「Ⅶ」案件、及び「Ⅸ」案件に係る本件不正行為等の経緯は、以下のとおりである。

年月日	内容
平成25年 12月9日	D氏がV氏(CC:C氏, O氏, M氏)に対して「b社のⅨ(除染約100百万円, モニタリング約15百万円)は、10月・11月の売上計上となります。※全額前取りです。(実際は12月の着工となっています。)」と記載したメールを送信した。【「2013年12月9日13:50メール」参照】
12月12日	同日が、平成25年11月度の月次決算の締日(予定日)であった。
12月13日	AC氏がB氏及びAF氏(CC:AF氏)に対して「11月月次のバイノス暫定版が参りました。確定版は月曜日です。売上 バイノス350(予算)/235(実績)/△115(差額) 経常利益 バイノス13.0(予算)/△27.9(実績)/△40.9(差額)」と記載したメールを送信した。【「2013年12月13日20:07メール」参照】
12月16日	平成25年11月18日の取締役会において決議した第三者割当による自己株式の処分に関し、割当先であるj社より処分予定株式数の一部につき申込みを行う旨の通知があった。 申込金額の総額:359,610,663円 払込期日:平成25年12月19日
	JBRの取締役会において、提案取締役をB氏として、JBRがバイノスに対して150百万円の融資を行う(実行予定日は平成25年12月18日)ことが書面により決議された。
12月18日	JBRがバイノスに対して150百万円の追加融資を実行した。
12月19日	JBRの取締役会において、B氏が、バイノスの平成25年11月度の営業損益は28,327千円の赤字、経常損益は30,377千円の赤字であることを報告した。
12月22日	B氏がU氏に対して、中間貯蔵施設の受注見込について「夢の実現が近づきましたでしょうか」と記載したメールを送信した。【「2013年

年月日	内容
	12月22日 10:02 メール】参照】

(イ) 小括

平成25年11月度は、「Ⅶ」案件及び「Ⅸ」案件において、売上の先行計上が行われているが、いずれも受注残全額を一括計上しており、それぞれの売上計上額は、「Ⅶ」案件 98,196 千円 (税込)、「Ⅸ」案件 71,378 千円 (税込) である。また、「Ⅶ」案件は除染作業が開始されたばかりであり、「Ⅸ」案件は除染作業が開始されていない状況にあることから、先行計上するための原資となる受注残が逼迫していることが窺える。

ケ 平成25年12月度

(ア) 事実経過

平成25年12月度の「Ⅹ」案件に係る本件不正行為等の経緯は、以下のとおりである。

年月日	内容
平成26年 1月13日	JBRの取締役会において、提案取締役をB氏として、JBRがバイノスに対して250百万円の追加融資を行う(実行予定日は平成26年1月17日)ことが書面により決議された。
1月14日	同日が、平成25年12月度の月次決算の締日(予定日)であった。
1月15日	D氏がU氏、B氏、C氏及びM氏に対して、「Ⅲ」案件及び「Ⅶ」案件に係る収益状況を報告するメールを送信した。 同メールには、「Ⅶですが、下記のようになります」「平成25年12月現在の累計(税抜)売上:193,000千円 原価:112,883千円 粗利:80,116千円」、「平成26年3月着地見込 売上:193,000千円 原価:259,148千円 粗利:△66,148千円」との記載があり、Ⅶにおいては売上高が除染作業の進捗(原価の増加)にも関わらず増加していないことが認められる。なお、Ⅶの受注額は、193,000千円(税抜)であり、受注額全額が平成25年12月度において計上されている。 また、同メールの添付ファイルによると、例えば「Ⅶ」案件について、平成25年10月度の売上が100,630千円(税抜)に対して原価が0である一方、平成25年12月度及び平成26年1月度の売上が0に対し原価合計が155,847千円(税抜)となっている等、売上の先行計上が行われていることが認められる。【「2014年1月15日18:50メール」参照】 このように一見して不適正な売上計上を窺わせる内容のメールが、D氏からB氏に対して送信されている。
1月17日	JBRがバイノスに対して250百万円の追加融資を実行した。

年月日	内容
1月22日	<p>M氏が、D氏（CC：C氏，U氏）に対して、「X検収書をU氏に段取りを組んでいただき、押印頂きましたのでお送りします」と記載したメールを送信し、同メールに添付してXに係る検収書を送付した。【「2014年1月22日8：59メール」参照】</p> <p>なお、「X」案件の受注金額は220百万円（税抜）であるところ、当該検収書の内容は、受注金額全額の220百万円（税抜）であった。</p> <p>「X」案件は、平成25年12月には、モニタリング（除染作業の前作業）が行われていたのみであり、除染作業は行われていなかった。</p> <p>また、同メールのCCに含まれているC氏は、M氏より電話でX案件の検収書の受領の件につき連絡を受けており、Xの売上が一括で計上されたことに違和感を覚え、D氏に確認の電話を入れたところ、D氏は「B氏からXの売上が計上するように言われている」と答えた。しかしながら、C氏は、このことが不適切な会計処理であるとまでの認識はなかったとのことである。</p> <p>D氏が、V氏，C氏，N氏，M氏及びAI氏（CC：B氏）に対し、「IX」案件について、平成25年10月度と11月度の「検収書」を入手した旨を報告するメールを送信した。【「2014年1月22日12：34メール」参照】</p> <p>かかる事実からは、入手した「検収書」に基づき売上計上を行うのではなく、売上計上時点においては「検収書」は入手しておらず、四半期決算処理を行うまでに「検収書」を入手して、売上計上に必要なエビデンスを取り繕っていたことが認められる。</p> <p>JBRの取締役会において、B氏が、バイノスの平成25年12月度の営業損益は3,169千円の黒字、経常損益は1,077千円の黒字であることを報告した。</p>
1月27日	<p>バイノスの取締役会において、U氏が、平成25年12月次決算の状況について詳細に説明するとともに、B氏が、「VII」案件は平成26年3月で終了する予定である等の補足説明を行った。</p> <p>なお、「X」案件は220,000千円（税抜）の売上計上が行われているが、取締役会で使用された説明資料においては、B市事務所除染合計101,715千円（税抜）、A市事務所除染合計121,400千円（税抜）、その他売上291千円（税抜）と記載されている。</p> <p>この点、D氏によると、「X」案件を独立して記載すると、除染作業が発生していないにも関わらず売上計上が行われていることが明らかとなってしまうため、「X」案件の売上がB市事務所とA市事務所の除染業務の2つに分けた上で、さらに個別案件毎の明細を記載しない（従前は個別案件毎の売上及び原価の明細を記載していた）ことにより、「X」案件の売上先行計上について、A社長等のバイノスの役員に対して隠蔽したとのことである。</p>

年月日	内容
1月28日	D氏がAF氏(CC:B氏)に対して「B氏より,AL氏にお渡し下さいとのことです」と記載したメールを送信し,同メールに添付して平成26年9月期の修正予算を送付した。【「2014年1月28日9:42メール」参照】

(イ) 小括

前月度と同様,平成25年12月度においても,売上を先行計上できる受注残が不足している中で,未だ除染作業が開始されていない「X」案件について,受注額全額220,000千円(税抜)の売上を一括計上するという,非常に大胆な処理を行っている。これにより,バイノスの月次損益は黒字化し,B氏は,JBRの取締役会においてバイノスの月次決算が黒字である旨の報告を行い,また,バイノスの取締役会においてもU氏からの説明を受けるとともに,自らも一部説明を行っている。バイノスの12月度の売上は223,407千円(税抜)であることから,そのほぼ全額が「X」案件の売上であり,B氏も「X」案件の状況について十分に認識していたものと考えられる。

また,上記1月15日にD氏がB氏に宛てたメールを見れば,「VII」案件について,平成25年10月度に100,630千円(税抜)の売上の先行計上が行われていたことが容易に理解することができる。同メールを受信した者が,どのように解釈していたのかについては不明であるが,少なくとも,D氏が,B氏,C氏,M氏に対して当該売上の先行計上を秘匿する意思が全く無かったことは明らかである。

なお,このようにB氏の指示に基づく先行計上の手口及び金額が大胆になっていく中,D氏は,これ以上の先行計上を行いたくはないと考え,B氏に対して強く抗議をしたところ,B氏から「先行計上は12月度で止める。今後はもう先行計上はしない」旨を伝えられ,D氏は,以後,先行計上はしなくても済むと思ったとのことである。

コ 平成26年1月度

(ア) 事実経過

平成26年1月度の「XI」案件に係る本件不正行為等の経緯は,以下のとおりである。

年月日	内容
平成26年2月1日	B氏がU氏に対して「Xが遅れてるようですが,今後の見通しはどうか?」と記載したメールを送信した。【「2014年2月1日10:46メール」参照】
2月2日	B氏がU氏に対して「3月末までの必要粗利益は三億円です。A市XIで1.5億円,B市の補填0.9億円,1社工場0.3億円,D町で0.3億円を目標です。XとIXではとにかくロスしないこと」と記載したメールを送信した。【「2014年2月2日15:58メール」参照】
2月4日	D氏がC氏,M氏に対して,件名を「バイノス利益計画」と題するメー

年月日	内容
	<p>ルを送信した。同メールの添付ファイル「修正利益計画 (2014.02.04) .xlsx」においては、「先食い関連」という名称が付されたシートの中で、先行売上計上された案件についての今後の損益見込が試算されており、「前倒し計上分の粗利額」の欄に「△540,609,849 (円)」と記載されていた。【「2014年2月4日 17:00 メール」参照】</p>
2月5日	<p>D氏がC氏及びM氏 (CC:U氏) に対して、件名を「バイノス利益計画」と題するメールを送信した。上記2月4日のメールと同様に、「修正利益計画 (2014.02.05) .xlsx」ファイルが添付されており、「前倒し計上分の粗利額」の欄に「△522,015,129 (円)」と記載されていた。【「2014年2月5日 19:02 メール」参照】</p>
2月上旬	<p>JBR 東京事務所が入居するビルの地下の喫茶店で、D氏が、C氏に「これ以上、バイノスで売上の先行計上をしたくない。B氏は、12月度のXの先行計上で最後と言っていたのに、1月度の決算についても、XIで先行計上をするよう指示した。」と話した。C氏は、A社長に事実を告白するよう勧めたが、D氏は、「まずは、もう一度、自分でB氏に言う」と答え、A社長に報告をしなかった。</p>
2月7日	<p>D氏がM氏 (CC:C氏) に対して、「添付ファイルを4部印刷願えないでしょうか?」と記載し、「修正利益計画 (2014.02.07) .xlsx」との名称のファイルを添付したメールを送信した。同ファイルには「前倒し計上分の粗利額」の欄に「-508,911,639」と記載されていた。【「2014年2月7日 11:43 メール」参照】</p> <p>またこの日、B氏、C氏及びD氏が、翌日に郡山にてU氏に対して、U氏が主張する今後の受注の見込みの真偽について話をする旨の打合せを行った。</p>
2月8日	<p>郡山にて、午前10時半の打合せの時間にB氏及びU氏は現れなかった。そして、お昼頃に郡山の事務所に来たB氏は、C氏及びD氏に対し、「U氏から今後の受注の見込みについて説明を受けたから大丈夫である。」旨を伝えられた。</p>
2月10日	<p>I氏がD氏 (CC:V氏, O氏, K氏) に対して「先程お願いしました、道路除染の業務フローの件何卒宜しくお願い致します。」「いただいたRCMと資料を基に、詳細を確認させていただき、RCMを完成した後、資料の検証・評価を行います。」と記載しメールを送信した。かかる事実からは、内部監査の対象業務として道路除染が指定されていることが認められる。【「2014年2月10日 17:59 メール」参照】</p>
	<p>U氏から事務処理の遅れを叱責されたV氏に対して、D氏が (CC:O氏) 「気になってメール確認しましたが、無視してね!事務処理を云々を言う前に、利益のある売上が優先です。工区自体が赤字の上に、契約額の減額は先食いした売上がマイナスするという赤字の上乗せで、決裁が遅</p>

年月日	内容
	<p>くなるのは当然であり、事務処理は関係ないです。めげないでね。」と記載したメールを送信した。【「2014年2月10日18:00メール」参照】</p> <p>上記メールに返信する形で、O氏がD氏及びV氏に対して「そうそう（〇〇）/」と記載したメールを送信した。【「2014年2月10日18:01メール」参照】</p>
2月11日	<p>上記「2014年2月10日17:59メール」に返信する形で、D氏がI氏（CC：O氏，V氏）に対して「b社の売上は、12月末までに、IX他とC市288号線他の2種類あります。売上は全て先食いです。」「売上計上（検収金額）・測定の未実施（エビデンスがない）・請求金額の算出根拠（出来高調査票との照合）がない、売上（売掛金）に対しての回収遅れが目立つ。上記の問題は小職だけではクリアできませんので、今回の文書化エクセルには正直ベースのものを加筆しました。」と記載したメールを送信した。【「2014年2月11日17:01メール」参照】</p>
2月12日	<p>D氏がG氏に対して「B氏に言われた点を修正して作成しました」と記載したメールを送信した。同メールには第10期修正予算と売上計画・着地見込のエクセルファイルが添付されていた。【「2014年2月12日15:39メール」参照】</p> <p>O氏がAF氏（CC：AJ氏）に対して「バイノスの月次の件、ご配慮ありがとうございます。B氏にも了解を頂きました」と記載したメールを送信した。【「2014年2月12日17:55メール」参照】</p>
2月13日	<p>JBRの取締役会において、B氏の提案に基づき、JBRがバイノスに対して250百万円の追加融資を行う（実行予定日は平成26年2月17日）ことが決議された。</p>
2月14日	<p>同日が、平成26年1月度の月次決算の締日（予定日）であった。</p>
2月17日	<p>D氏がC氏に対して「1月月次は部長の指示にてB市は着工依頼書を作成、約50百万売上計上。XIも、発注書が2月20日以降であるにも関わらず、1月に約100百万円の売上計上。1月以降は先食い厳禁としていたのに、Hホテルの打合せでオジャン。。。と記載したメールを送信した。【「2014年2月17日14:49メール」参照】</p> <p>同メールの「Hホテルの打合せでオジャン」との記載は、D氏によれば、上記2月8日の打合せにおいて、本来であればB氏同席のもと、C氏及びD氏がU氏と協議し、U氏が主張する今後の受注の見込みに根拠がないことを明らかにするはずだったにも関わらず、実際には、B氏がU氏と二人きりで協議をしてしまったため、これを実行することができなかったことを指しているとのことである。</p> <p>JBRがバイノスに対して250百万円の追加融資を実行した。</p>
2月18日	<p>I氏がO氏（CC：V氏，D氏，K氏）に対して「打合せの結果、今回3月の監査はVII（宅地除染）を対象に評価を行い、次回監査（7-8月）まで</p>

年月日	内容
	に、道路除染の文書化を進め、その時点で対象となる現場を選定しようということに一旦決まりました。B氏に相談の結果、変更になることもあるかと思いますが、現時点での報告となります。」と記載し、内部監査の対象業務が、道路除染から宅地除染に変更されていることを示すメールを送信した。【「2014年2月18日15:32メール」参照】
2月20日	JBRの取締役会において、B氏が、バイノスの平成26年1月度の営業損益は39,123千円の赤字、経常損益は40,916千円の赤字であることを報告した。
2月24日	D氏がM氏に対して、「添付ファイルを全sheet4部印刷して下さい。」と記載されたメールを送信した。上記2月4日及び2月5日のメールと同様に、同メールには「修正利益計画(2014.02.24).xlsx」との名称のファイルが添付されており、同ファイルには「前倒し計上分の粗利額」の欄に「△541,917,731(円)」と記載されていた。【2014年2月24日15:55「メール」参照】
2月25日	D氏がM氏に対して、件名を「すみません印刷お願いします」と題するメールを送信した。2月24日のメールと同様に、同メールには「【2月25日-2】修正利益計画(2014.02.25)-2.xlsx」との名称のファイルが添付されており、同ファイルには「前倒し計上分の粗利額」の欄に「△561,917,731(円)」と記載されていた。【2014年2月25日17:26「メール」参照】
	同日午後、B氏はバイノスの郡山事務所を訪れ、D氏、C氏、M氏と今後の利益計画等について打合せを行った。
2月28日	B氏がU氏に対して「C氏からの報告では、k社の解体、G県の入場はまだ準備段階との報告です。A市XI、B市、Xに作業員を投入、1社の入場体制の整備をお願いします。いよいよ三月です。よろしくお願いします。」と記載したメールを送信した。【「2014年2月28日10:37メール」参照】

(イ) 小括

D氏によると、B氏から指示される売上先行計上の手法や金額がエスカレートしたことから、前月である平成25年12月度の月次決算業務の過程において、D氏がB氏に対して、「先行計上はしたくない」旨を伝えたところ、B氏から「平成25年12月度で先行計上は止める、もうしない」と言われたにも関わらず、平成26年1月度においても、D氏はB氏から先行計上の指示を受け、このことを怒りとともに非常に不満に思っていた。

そして、D氏は、上記のとおり、2月上旬に、C氏に「B氏から先行計上を指示されていること、もう先行計上はしないと行ったにも関わらず、また、先行計上を指示された」旨を相談した。C氏もまたU氏の話信じてC氏らの話を聞かないB氏に困っ

ていたことから、また、B氏が先行計上を続けるのも、C氏等の話を聞かないのも、いずれもB氏が、U氏の信憑性のない話を信じていることが原因であることから、C氏とD氏は、お互いに、①C氏は、U氏の受注の話の信憑性が乏しいことを、②D氏は、先行計上の結果、バイノスの平成26年度の第2四半期においては、売上を先行計上した案件において今後発生することが見込まれる原価等の損失が概ね5億円程度となるに至ったことを、それぞれB氏に説明し、理解してもらうことで、U氏と今後の対応を相談することを考えた。

そして、D氏が、2月上旬頃に、B氏に「負債が約5億円あります」と伝えたところ、B氏からは「3億円くらいかと思ってた」旨の回答があったとのことである。

しかし、B氏によれば、本件不正行為に一切関与していないとのことであり、このようなD氏との会話も否定するが、この点、①D氏が2月8日の郡山でのB氏、U氏、打ち合わせに備えて、同月4日には「修正利益計画(2014.02.04).xlsx」という資料を作成しており、当該ファイルの「先食い関連」という名称が付されたシートには「前倒し計上分の粗利額」の欄に「-540,609,849」と記載されていたこと、②同月7日に当該資料の改訂版である「修正利益計画(2014.02.07).xlsx」という資料の印刷をM氏に依頼していること、③同日にD氏はB氏と実際に打ち合わせをしていること、④その後郡山での打ち合わせ(「Hホテル」での打ち合わせ)が失敗した後もD氏は当該資料を改訂し、⑤同月25日にはM氏に当該資料(「【2月25日-2】修正利益計画(2014.02.25)-2.xlsx」)の印刷を依頼していること、⑥同日にはD氏はB氏と打合せをしていることに鑑みると、2月7日の打ち合わせ(又はどんなに遅くとも2月25日の打合せ)の時点においては、売上が先行計上された案件についての今後の損益見込を試算した資料が、B氏に提示されていたことは強く推認できるところである。

なお、B氏は、当委員会でのヒアリングにおいて、これらの資料は一切見たことがないと供述している。

また、JBR 内部監査室によるバイノスへの内部監査については、当初は道路除染業務を監査対象として資料依頼等が行われていたが、道路除染業務に係る内部統制が適切に運用されていないため、監査対象を宅地除染業務に変更していることが認められる。最終的には、I氏がK氏及びB氏の承認を得た上で、監査対象を宅地除染業務に変更した。

なお、2月11日のD氏からI氏(CC:O氏,V氏)に対するメールには「売上は全て先食いです」との記載があるが、I氏によると、当時、このような表現の記載があることには気がつかなかったとのことである。

サ 平成26年2月度及び3月度

(ア) 事実経過

平成26年2月度及び3月度の経緯は、以下のとおりである。

年月日	内容
-----	----

年月日	内容
平成 26 年 3 月 14 日	D 氏が M 氏 (CC : C 氏) に対して「2 月度の月次が先程締めまりました (B 氏承認済み) ので、その分を早急に反映させていきます。」と記載したメールを送信された。同メールの添付ファイルには、例えば「Ⅶ」案件について、平成 25 年 10 月度の売上が 100,630 千円 (税抜) に対して原価が 0 である一方、平成 25 年 12 月度から平成 26 年 3 月度までの売上が 0 に対し原価合計が 215,174 千円 (税抜) となっている等、売上の先行計上が行われていることを示す記載がある。【「2014 年 3 月 14 日 17:24 メール」参照】
	同日が、平成 26 年 2 月度の月次決算の締日 (予定日) であった。
3 月 17 日	JBR の取締役会において、提案取締役を B 氏として、JBR がバイノスに対して 100 百万円の融資を行う (実行予定日は平成 26 年 3 月 17 日) 旨の書面決議が行われた。
	JBR からバイノスに対して 100 百万円の追加融資を実行した。
	D 氏が AF 氏 (CC : AC 氏, B 氏) に対して「3 月 24 日 (月) に B 氏と U 氏・C 氏・小職等にて今後のバイノスの売上に関して詳細を詰める予定」と記載したメールを送信した。【「2014 年 3 月 17 日 12:25 メール」参照】
3 月 20 日	JBR の取締役会において、B 氏が、バイノスの平成 26 年 2 月度の営業損益は 141,117 千円の赤字、経常損益は 142,750 千円の赤字であることを報告した。
3 月 26 日	バイノスと JBRL との間の車両賃貸借契約における賃貸料が法外であり、そのことがバイノスの赤字の原因であること等を指摘する内部告発文書が c 監査法人に届いた。
4 月 4 日	D 氏が B 氏 (CC : C 氏) に対して「昨日、A0 氏にお会いした際に、注文書は 65 百万円と 20 百万円の 2 本の予定という話がありました。本日、65 百万円の注文書 (変更です) が、東京本部に到着しました」と記載したメールを送信した。【「2014 年 4 月 4 日 12:44 メール」参照】
4 月 12 日	D 氏が G 氏 (CC : I 氏, H 氏, J 氏, B 氏, AK 氏, K 氏, O 氏, C 氏) に対して「添付ファイルを確認すると分かりますが先食いした売上の工区で車両が稼働していることが一目瞭然となってしまいます。これはこれで、会計上問題があるとおもいます。」と記載したメールを送信した。 【「2014 年 4 月 12 日 13:10 メール」参照】 同メールは、3 月 26 日の内部告発文を受けて、バイノスが JBRL からリースしている車両の稼働状況を調査している過程でのやり取りである。同メールでは、既に受注金額全額の売上計上が済んでいる工区について、車両が稼働している事実が指摘されている。 なお、同メールは、第 1 回第三者委員会の調査の際に消去されたメールの中の一つと考えられるが、O 氏はメールを消去していないため、同氏のメールアカウントから検出された。

年月日	内容
	同日が、平成 26 年 3 月度の月次決算の締日（予定日）であった。
4 月 22 日	JBR の取締役会において、B 氏が、バイノスの平成 26 年 3 月度の営業損益は 165,471 千円の赤字、経常損益は 167,319 千円の赤字であることを報告した。
4 月 25 日	D 氏が AF 氏（CC：良夫氏、AC 氏）に対して「【原紙】【c 監査法人用】バイノス修正予算（2014.04.25）.xlsx」という名称のファイルを送信した。同エクセルファイルには「先食い関連」というタブが付されたシートが存在し、案件別の先行売上計上額に係る月次実績等が記載されている。【「2014 年 4 月 25 日 11:31 メール」参照】
	内部告発を受けた c 監査法人が、「X」案件の作業状況を確認するために、抜き打ちで現場確認を行った。
	D 氏が B 氏、K 氏、C 氏、M 氏、G 氏、O 氏及び V 氏に対して「本日の c 監査法人実査の報告となります。」と記載したメールを送信した。同メールの添付ファイルには、「U 氏より M 氏に電話があり、何故 C 市なんだろうと言われ、売上計上（検収書受領）しているからマズイと説明を受ける。」との記載があり、c 監査法人の現場確認により不都合な事実が発覚したことが示唆されている。【「2014 年 4 月 25 日 18:32 メール」参照】

(イ) 小括

2 月度及び 3 月度は、積雪のため、除染作業をほとんど行うことができなかったため、売上の先行計上は行われなかった。

4 月 12 日に D 氏が G 氏に送信したメールには、CC に 8 名も含まれているが、「添付ファイルを確認すると分かりますが先食した売上の工区で車両が稼働していることが一目瞭然となってしまいます。これはこれで、会計上問題があるとおもいます。」との記載があり、D 氏が売上の先行計上について秘匿する意思がないことが認められる。

また、4 月 25 日に c 監査法人が「X」案件の現場確認を行ったとの報告を受けた B 氏及び K 氏は、「X」案件の売上は平成 25 年 12 月度に既に計上済みであるにも関わらず、現場作業がまだ終了していなかったという事実よりも、c 監査法人が JBR 担当者の案内もなく現場に辿りつけたことに対して驚いたと供述している。

シ 第三者委員会設置後の経緯

(ア) 事実経過

平成 26 年 5 月以降の経緯は、以下のとおりである。

年月日	内容
平成 26 年	JBR は、バイノスの売上計上等に関する事実解明等を目的として第 1 回

年月日	内容
5月2日	第三者委員会を設置した。
5月8日頃	B氏からG氏に対し「D氏から私宛に変なメールがきていないか見てくれ」との指示があった。その後、E氏がD氏から、第三者委員会の対応のためD氏とB氏等のメールの打ち出しを依頼され、同メールの打ち出しを行った。 その後、G氏は、K氏にD氏のメールに「先食い」の文言が入っていることを伝えた。この際、I氏がこの話を横で聞いており、I氏は、自らのメールの中に「先食い」という言葉が含まれていないか検索したところ2通のメールに「先食い」という言葉が含まれていたことを把握した。そして、I氏は、同メールのうち、内部監査の対象を変更する内容のメールの文中に「先食い」という言葉が含まれていたことから、これを消去したい旨をK氏に伝えた。K氏からはしばらく時間が欲しいとの回答であった。
5月9日頃	K氏がB氏に、監査役及び内部監査室が宛先に含まれていた一部のメールを消去することを相談し、B氏から「監査役や内部監査室が（本件不正行為を）知っていた、会社ぐるみということになり、JBRが上場廃止になる」等を伝えられ、併せて、B氏からメールの消去に関して承諾を得た。
5月10日	JBR 東京本部の会議室にて、監査役同席の上、I氏の指示に基づき、K氏及びI氏が検討し消去すべきメールを選定し、D氏、G氏及びV氏が各自のPCを用いてI氏が指定した各自のメールアドレスを消去した。また、G氏は、併せてバイノスN氏のメールアドレスを消去した。なお、ジャパ少額短期保険株式会社（以下、「ジャパ少」という。）のO氏のメールに関しては、O氏にメールの消去を依頼したところ、ジャパ少の事業が金融庁の管轄であり、メールを消去したことが分かった場合には、極めて問題になることを理由にメールの消去を断られた。
5月11日頃	C氏に電話があり、消去対象のメールがあるので後でK氏から説明があると伝えられた。電話の相手は男性であったが、C氏は誰か覚えていない（B氏、H氏、G氏でないので、D氏かもしれないとC氏は考えている）。その後、K氏からC氏宛てに電話があり、その場でC氏はメールの消去を指示された。C氏はメール消去の操作方法が分からなかったため、K氏から聞いた日付をG氏に伝え、G氏に2、3件メールを消去してもらった。
5月12日	JBR 本社の監査役及び内部監査室の執務室にて、K氏の指示に基づき、H氏、AK氏及びAE氏が監査役及び内部監査室のPCを用いて、K氏が指定した各自のメールアドレスを消去した。
6月2日	第1回第三者委員会が調査報告書をJBRに提出した。
6月9日	c 監査法人は、第1回第三者委員会が実施したメール調査の範囲及び手

年月日	内容
	法について、その充分性に懸念を抱きいたため、JBR に対して第三者委員会の設置を勧告した。
6 月 14 日	JBR は、バイノスの不適切な売上計上に係る関係者の再調査等を目的として第 2 回第三者委員会を設置した。
6 月 25 日	JBR の取締役会において、提案取締役を B 氏として、JBR からバイノスに対して 200 百万円の融資を行う（実行予定日は平成 26 年 6 月 30 日）旨の書面決議が行われた。
6 月 26 日	JBR がからバイノスに対して 200 百万円の追加融資を実行した。
7 月 25 日	第 2 回第三者委員会が調査報告書を JBR に提出した。
9 月下旬から 10 月上旬	C 氏、D 氏及び、G 氏の 3 名が、T 氏の事務所を訪れて、「売上の先行計上は、真実は B 氏の指示で行われていた」「もう B 氏と一緒に働きたくない。」旨を T 氏に伝えた。
10 月 29 日	JBR は、バイノスの不適切な売上計上に係る関係者の再調査等を目的として第 3 回第三者委員会を設置した。
11 月 10 日	第 3 回第三者委員会が調査報告書を JBR に提出した。

(イ) 小括

第三者委員会（第 1 回）の調査に際して、監査役及び内部監査室が宛先に含まれていた一部のメールが消去された。このような第三者委員会の調査を妨害する行為は、真実の究明を著しく阻害する行為であり、これを主導又は承諾した K 氏、I 氏及び B 氏の責任は極めて重く、また自らの意思ではなくとも、このような不適切な指示に応じた者についても軽率の謗りを免れないと評価せざるを得ない。

(3) B 氏のメールデータの分析等

B 氏は、当委員会に対し、「私は現場に関与していませんでした」と供述している。そこで、その信用性を確認する観点から、当委員会で B 氏のメールデータの分析等を行ったところ、その結果は以下のとおりである。

ア B 氏の送受信に係るメールの件数

平成 25 年 2 月から平成 26 年 3 月までに B 氏が送受信したメールの件数、及びこのうちバイノスに関連するメールの比率は以下のとおりである。なお、B 氏が CC でのみ入っているメールは受信メールから除外している。

		平成25年											
		2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	
受信メール (CC除く)	バイノス関連のメール	34	121	179	260	147	198	197	283	201	205	169	
	全てのメール	287	398	427	516	385	499	488	539	478	485	479	
	バイノス関連のメールの割合	12%	30%	42%	50%	38%	40%	40%	53%	42%	42%	35%	
送信メール	バイノス関連のメール	2	88	56	84	53	49	53	69	96	76	56	
	全てのメール	14	132	70	104	91	90	74	86	119	106	114	
	バイノス関連のメールの割合	14%	67%	80%	81%	58%	54%	72%	80%	81%	72%	49%	

		平成26年		
		1月	2月	3月
受信メール (CC除く)	バイノス関連のメール	179	182	222
	全てのメール	506	513	500
	バイノス関連のメールの割合	35%	35%	44%
送信メール	バイノス関連のメール	48	62	88
	全てのメール	98	108	123
	バイノス関連のメールの割合	49%	57%	72%

上記のとおり、B氏が送信しているメールのうちバイノスに関連するものの比率は極めて高い。

イ B氏の郡山事務所へ出張の状況

平成25年2月から平成26年3月までにB氏がバイノスの郡山事務所に出張した日数は以下のとおりである。なお、当該日数は、経費精算の記録に基づき集計している。

		平成25年											
		2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	
バイノスへの訪問日数		0	12	3	4	4	5	6	7	7	4	0	

		平成26年		
		1月	2月	3月
バイノスへの訪問日数		5	4	6

5 本件不正行為に係る関係者の関与の状況

本件調査の結果、バイノスにおける本件不正行為に係る関係者の関与の状況は、以下のとおりである。

(1) B氏について

ア 本件不正行為に係る関与について

B氏は当委員会のヒアリングに際して、本件不正行為への自身の関与については、本件不正行為が行われていた当時は、自分は一切その事実を知らなかった旨供述する。

しかしながら、D氏、C氏及びその他の関係者の供述、及び、メール等のその他の証憑書類等から、主に以下の点を理由として、バイノスにおける本件不正行為は、B氏の指示に基づき、D氏らが行ったものと認められる。

- ① JBRの一従業員であるD氏が、自らの判断で本件不正行為を行う合理的な動機が認められないこと。
- ② B氏からD氏に対する本件不正行為についての指示に関してのD氏及びC氏の供述の内容が具体的かつ自然であり、多数のメールなどの客観証拠とも一致し、合理的であること。
- ③ D氏が作成した前倒し売上に係る資料に関し、B氏が確認していたと認められること。

- ④ B氏が、バイノスについてD氏、U氏及びC氏等から頻繁にバイノスの事業の状況について報告を受けていたこと、郡山事務所にも頻繁に出張等をしてきたこと、JBRの取締役会に巨額の投融資について議案を上程し、またバイノスの経営状態の報告も行っていたことから、バイノスの経営に積極的に関与していたと認められること。
- ⑤ B氏には本件不正行為を行う動機があったと認められること。
- ⑥ D氏はJBRにおいて管理部経理グループの所属人員として、取締役管理部長役であったB氏の部下であり、従前よりB氏との間には指揮命令関係があったと認められること。
- ⑦ D氏が、本件不正行為の疑いを抱かせるような「先食い」等の文言をB氏が宛先に含まれる多数のメールにおいて使用していること。
- ⑧ D氏及びC氏の供述によれば、B氏が、D氏及びC氏に対して、第三者委員会への対応として、真実を述べればJBRが上場廃止になるため、すべてU氏のせいにするよう指示していたとのことであるが、当該部分に関する両者の供述は特に具体的であり、社外の第三者の供述や客観証拠とも一致しており、信用できること。

(ア) ①について

D氏は、平成25年2月にJBRから派遣されてバイノスの取締役に就任したが、バイノスにおいては社長の地位にはなく、実際に担当していた業務は管理業務のみであった上、D氏のJBRにおける職位は管理部経理グループのシニアマネージャーに過ぎなかった。したがって、D氏は、JBRの連結子会社であるバイノスの業績を良く見せなければ、経営責任を問われたり、不利益を被る地位にはなかった。以上より、D氏には、不正行為を行う合理的な動機は存在しない。

他方で、後記「第三、5(1)ア(オ)」に記載のとおり、B氏には、本件不正行為を行う動機が存在した。

なお、第1回調査報告書においては、本件不正行為に係るD氏の動機として、「平成25年9月期予算であるバイノスの売上計画もU氏から受ける情報に依拠して作成されたものであり、受注確度・受注時期に客観的な検証を加えることもできず、U氏の認識と説明に依拠して作成された。D氏は、かかるバイノスの売上計画をもとに、毎月、月次の予算と実績の対比の数値報告を主にJBR取締役管理本部長のB氏らに報告していたのであり、バイノスの売上計画に大きな齟齬が生じれば、バイノスを実務的に担当する取締役として責任を追及される立場にあった。本件売上処理は、そのような背景のもと、U氏及びD氏の両名により実行されたものである」と認定したが、本件不正行為の始期が平成25年3月度であり、バイノスがJBRの連結子会社になった直後からD氏がそのような責任を追及されるべき立場にあったとは思われないことに加え、本件調査において新たに発見された各事実からすれば、やはり、D氏には、上記のとおり本件不正行為を行なう合理的な動機は存在しないと認めるべきである。

(イ) ②について

前記「第三， 4 (2)」に記載のとおり，平成 25 年 3 月次決算以降，D 氏は，B 氏から月次での経常利益の目標金額が示され，当該経常利益を達成するために，検収書等の売上計上に必要なエビデンスの収集を求められていたと供述する。

この点につき，B 氏が D 氏に本件不正行為を指示したことそれ自体を直接示す証憑書類までではないものの，それ以外の部分（すなわち，本件不正行為の実行の具体的な態様）についての D 氏の供述は具体的で自然であり，かつメール等の客観的な証憑類や他の関係者の供述内容とも中核部分において一致している。

また，C 氏の供述も全体として具体的で自然である上，特に C 氏が D 氏から，B 氏に本件不正行為を指示されていたことを相談された前後の一連の状況に関する供述は，複数の客観的な証憑と一致している。

例えば，前記「第三， 1」に記載のとおり，C 氏は B 氏に電話で本件不正行為に関する同氏の対応について抗議をしているが，C 氏は，この電話での会話の内容を記録したメモを作成，保存しており，当該ファイルの作成日は平成 26 年 10 月 16 日であり，ファイルの最終保存日が平成 26 年 10 月 17 日であることを当委員会で確認した。その他，C 氏の供述は，平成 26 年 2 月 17 日付メールや，外部の第三者の供述とも一致しており，信用性が高い。

このように，D 氏の供述及び C 氏の供述は，それぞれ内容が具体的で自然であり，かつ，D 氏と C 氏の供述が重要な点において概ね一致しており，それぞれの供述内容には信用性が認められる。

(ウ) ③について

平成 25 年 4 月 4 日に D 氏が B 氏に送信した「バイノス平成 25 年 3 月売上見込み」と題するメール【2013 年 4 月 4 日 21 : 26】には，「株式会社バイノス 平成 25 年 3 月度 売上見込」と題する資料が添付されており（添付ファイル「バイノス売上見込み（平成 25 年 3 月集計分）2013.04.04.xlsx」），当該資料は，本件不正行為の始期である平成 25 年 3 月度の売上高の先行計上の金額を決定する際の参考となった資料であった。

また，前記「第三， 4 (2)」に記載のとおり，【平成 25 年 10 月 8 日 11:04】の添付資料や，平成 26 年 2 月 4 日に D 氏が C 氏及び M 氏に送信した「バイノス利益計画」と題するメール【2014 年 2 月 4 日 17 : 01】には，「株式会社バイノス 第二四半期計画（前倒しの売上計上分）」と題する資料が添付されており（添付ファイル「修正利益計画（2014.02.04）.xlsx」），当該資料は，D 氏が B 氏に対し，売上の前倒し計上分に係る今後の原価の発生状況を説明するために作成した資料であった。

以上のとおり，これらの資料は，いずれも D 氏が B 氏の依頼に基づき，又は，B 氏に説明するために作成した資料であり，当該資料を B 氏が確認していたと認められる。以上より，B 氏は少なくともバイノスにおける売上の前倒し計上を認識していたと考えられ，そして JBR の取締役管理本部長の地位にある B 氏が自らの指示に

基づかない不正な会計処理を認識しながらこれを放置するとはおよそ考えられないため、結局、本件不正行為は、B氏の指示に基づき行われたと認めるのが合理的である。

(エ) ④について

バイノスへの投融資は、B氏がJBRの取締役会に提案したことにより、開始されたものである。そして、その後、平成25年2月にB氏及びD氏がバイノスの取締役に就任したが、B氏の部下であったD氏がバイノスの取締役になったのは、B氏の判断であった。そして、前記「第三、4(2)」に記載のとおり、B氏は、D氏、U氏及びC氏等から頻繁にバイノスの事業の状況について報告を受けており、前記「第三、4(3)ア」に記載のとおり、メールの送受信等をしていた。すなわち、B氏は、D氏から月次の損益の状況について報告を受けるほか、U氏からは受注状況も含め、バイノスの除染事業全体の状況について報告を受け、また、バイノスの人工、車両、工具備品の調達及び下請調整を行っていたC氏には、頻繁に現場の状況を確認していた。この点、C氏によれば、B氏は、除染作業の各案件が「いつ始まるのか(入場できるのか)」、「いつ終わるのか」をC氏に頻繁に尋ねていたとのことである。また、B氏は、前記「第三、4(3)イ」に記載のとおり、平成25年3月以降、ほぼ毎月、バイノスの除染事業が行われている福島県郡山市のバイノスの事務所へ出張等していた。以上より、B氏は、バイノスにおける各案件の状況を具体的に把握していたと認められる。

また、JBRのバイノスへの融資に係る時期及び金額は、B氏が決定しており、当該融資に係るJBRの取締役会決議は、各月に開催されたJBRの取締役会で決議されることもあったが、事後的に書面決議にて行われることもあった。この際、B氏以外のJBRの取締役は、管理部門を統括していたB氏の判断であることを信頼し、特に異議を唱えることなく、取締役会議事録に押印を行っていた。

そして、B氏は、JBRの毎月の取締役会において、バイノスの前月実績及び今後の案件の状況について説明を行っていた。

以上より、B氏は、バイノスの経営に積極的に関与していたと認められる。このことは、「第三、5(1)ア(オ)」に記載のとおり、B氏に本件不正行為の動機があることを推認させる間接事実の一つであると考えられる。

(オ) ⑤について

前記「第三、5(1)ア(エ)」に記載のとおり、B氏はバイノスの経営に積極的に関与していたことが認められるが、このような状況に鑑みると、B氏には本件不正行為を実行する動機が存在すると認められる。

すなわち、B氏は、過去にJBRを含め複数の企業の上場準備に携わったことから、自らを「上場屋」と呼称しており、将来的にはバイノスの上場も意識していたことを示すと解釈できるメールも存在する(B氏がU氏に対して送信したメール【2013年6月20日17:22】参照)。

とすると、B氏は、バイノスの将来の上場も視野に入れ、バイノスの経営及びそのためのJBRからの融資の継続に注力していたと考えるのが自然である。特に、U氏は、当初より、近い将来には「中間貯蔵施設」案件¹をバイノスが受注できる可能性が高く、その暁には約20年から30年の長期間に渡り、多額の受注が期待できると主張していた。B氏は、かかるU氏の見通しを信じていたことが窺われ、当該案件の受注までJBRからの融資を継続させる意向があったことが推測される。例えば、B氏は、JBRの取締役会において、バイノスが赤字であった報告を行った際に、「中間貯蔵施設」案件を受注することにより、赤字分は取り戻せる旨の趣旨の発言をしている。なお、当該案件は、現時点においても受注に至っていない。

以上より、B氏は、「中間貯蔵施設」案件等の受注によりバイノスの事業が拡大することを期待し、それまでの間JBRをしてバイノスに融資させるため、バイノスの月次の経常損益を意識して、D氏に売上の前倒し計上を指示していたものと認められる。

この点、JBRの取締役会においては、バイノスへの融資への実質的な判断はB氏に委ねられていた状況であったことから、バイノスの月次損益の状況がJBRにおけるバイノスへの融資の可否の判断に決定的な影響を与えていたとまではいえないが、少なくともB氏においては、自らがJBRの取締役会等において説明することを念頭に、各月次での経常損益の着地を考えていたと考えるのが合理的である。

なお、B氏は、「バイノスには月に1回行く程度あり、バイノスの実態はわからなかった」旨供述するが、前記「第三、4(3)イ」に記載のとおり、B氏は多いときには月に12日バイノスの郡山事務所に出張等しており、B氏の供述は、客観的な事実及び関係者の供述等と矛盾しており信用できない。

(カ) ⑥について

B氏及びD氏は、平成25年2月からバイノスの取締役に就任しているが、親会社であるJBRにおいては、B氏は取締役管理本部長であり、D氏は管理部経理グループシニアマネージャーであり、明確な上司・部下の関係にあり、その関係は、バイノスに関する業務においても継続していたと認められる。

このことは、前記「第三、4(2)」に記載のとおり、D氏がB氏宛てにバイノスの状況について報告するメール(CCを含む)を多数送信していること、また、B氏が宛先に含まれないメールの文中においてもB氏の事前・事後の報告・連絡・承認等が行われていることを示す記載があることから、明らかである。

したがって、このような強い指揮命令関係が存在する状況において、D氏が、業務上の実質的な上司であるB氏の指示なくして、独断で長期間にわたり本件不正行為を行ったと考えることは不自然である。

¹ 中間貯蔵施設とは、除染で取り除いた土や放射性物質に汚染された廃棄物を、最終処分をするまでの間、安全に管理・保管するための施設である。中間貯蔵施設をG県内に設置することは計画されているが、現時点では未だ、具体的な着工開始時期の目途は立っていない。

なお、B氏は、D氏及びC氏はB氏に対してバイノスの状況についてほとんど報告してこなかった旨供述するが、前記のとおり、メール等の状況から当該供述は不合理であり、D氏は一貫してB氏の部下として行動していたと認められる。

(キ) ⑦について

前記「第三、4(2)」に記載のとおり、B氏が宛先(CCを含む)に入っているメールには、「先食い」「前倒し」といった、売上の先行計上を示唆する記載を含むものが複数存在する。

なお、この点につき、B氏は、「私(B氏)がCCにしか入っていないメールは基本的に見ない」ため、当時は売上の先行計上等については知らなかった旨供述しているが、そのことの真偽は別として、D氏がB氏を含む多数の関係者に本件不正行為について隠匿する意思が全くなかったことは明らかである。

(ク) ⑧について

後記のとおり、B氏は、D氏及びC氏に対して、「(本件不正行為に関して)正直に話をすると、自分(B氏)がダメになる。私(B氏)がダメになると、会社ぐるみということになり、JBRは上場廃止になる。だから、すべてU氏のせいにするように。」との発言を行っていることが認められる。

このことは、B氏自身が本件不正行為に関与していたことを示すものである。

イ B氏が第三者委員会に真実を供述しなかったことについて

B氏は、第1回第三者委員会に対しては「すべてU氏がやったことである」旨供述し、また第2回第三者委員会に対しては、本件不正行為への自身の関与又は認識を否定しているが、これらはいずれもB氏の自己保身に基づく虚偽の供述であったものと認められる。

なお、B氏は、D氏に対し、第1回第三者委員会が設置された平成26年5月2日の前後において、第三者委員会への対応として、「(本件不正行為に関して)正直に話をすると、自分(B氏)がダメになる。私(B氏)がダメになると、会社ぐるみということになり、JBRは上場廃止になる。JBRが上場廃止になれば、株主に迷惑をかけることにもなるし、お前(D氏)もダメになる。だから、すべてU氏のせいにするように。」と指示しており、また、C氏に対しても同じ頃、同様の趣旨の指示を行っている。

また、K氏に対しても「監査役や内部監査室が(本件不正行為に関して)認識していたということになれば、会社ぐるみということになり、JBRは上場廃止になる。」旨を伝えている。

以上の事実、また当委員会が認定した前記の各事実からすれば、第三者委員会に対するB氏の供述の内容は虚偽であったと認めることができる。

ウ 小括

以上のとおり、本件調査の結果、バイノスにおける本件不正行為は、B氏が、バイ

ノスの将来の上場に向けて、「中間貯蔵施設」案件等の受注に至るまで、積極的にバイノスの事業を進めるために、JBR の融資を実行することを画策し、そのためにバイノスの月次の経常損益に関し、B 氏が説明をし易い金額に着地を定め、B 氏の指示に基づき D 氏らが実行したものであると認められる。

そして、B 氏が D 氏らに本件不正行為を指示し、実行させた結果、JBR の取締役会において報告されたバイノスの月次の売上高及び経常損益との経営管理数値は、実態を適正に表していないものとなった。これにより、JBR におけるバイノスに対する融資の可否に関する判断が歪められ、結局、JBR はバイノスに対し、約 17 億円もの多額の融資を実行し、回収不能見込み額として約 11 億円もの損害を被ることとなった（平成 26 年 3 月末時点）。

また、B 氏は、自己保身のため、D 氏及び C 氏に対し、第三者委員会に真実を伝えないように指示し、この結果、第三者委員会の適正な調査の実現を阻害し、結果、過去 3 回もの第三者委員会及び当委員会を設置するに至った。

以上の点から、JBR 及びバイノスの取締役として、B 氏の本件不正行為に係る責任は、極めて重いと認められる。

(2) D 氏について

ア 本件不正行為に係る関与について

D 氏に関しては、D 氏本人の供述、その他関係者の供述（P 氏、N 氏、及び C 氏等）及びその他メール等の関係証憑書類等から、バイノスにおける本件不正行為に係る当初からの実行者であると認められる。

なお、D 氏が本件不正行為を行ったのは、前記「第三、5（1）」のとおり、B 氏からの指示に基づくものと認められる。

イ D 氏が第三者委員会に真実を伝えなかったことについて

D 氏は、第 1 回第三者委員会設置の前後において、B 氏から「（本件不正行為に関して）正直に話をすると、自分（B 氏）がダメになる。私（B 氏）がダメになると、会社ぐるみということになり、JBR は上場廃止になる。JBR が上場廃止になれば、株主に迷惑をかけることにもなるし、お前（D 氏）もダメになる。だから、すべて U 氏のせいにするように。」と指示され、さらには、「お前は守る、心配するな」と言われたと認められる。D 氏は、かかる B 氏の発言を信じ、自分が真実の供述をすることによって JBR が上場廃止になることを避けるため、また、今後の JBR における自己の立場が B 氏によって保全されると信じ、B 氏の指示に従い、第三者委員会からのヒアリングに対し、虚偽の供述を行った。

ウ 小括

当時、管理部門の業務に関しては、B 氏が統括しており、JBR の役員も含め管理業務に関しては口を出せない状況であり、B 氏の部下であった D 氏は、B 氏の指示に従わざ

るを得ない状況であったと評価できる。しかし、かかる事実を斟酌しても、D氏は、P氏及びN氏等に事実と異なる金額が記載された検収書の作成等を指示し、また内部監査が問題なく行われるよう取り計らうなど、本件不正行為に積極的に関与していた。また、上司であるB氏に本件不正行為を指示されていたとはいえ、当該事実をA社長に報告するという選択肢もありながら（C氏からもその旨提案されていたにも関わらず）、これをせず、さらに、本件不正行為の発覚後の第三者委員会の調査に対しても、虚偽の説明を行った。

以上より、本件不正行為を実行し、かつ、第三者委員会に虚偽の説明を行ったD氏の責任は、極めて重いと認められる。

(3) C氏について

ア 本件不正行為に係る関与について

本件調査の結果、C氏の本件不正行為への積極的な関与までは認められないが、遅くとも平成26年1月頃には、平成25年12月度に計上された「X」案件に関して、モニタリング作業が行われているのみで、未だ除染作業が行われていないにも関わらず、受注額全額の売上計上が行われたこと自体は認識しており、これに違和感を覚えていた。

また、平成26年2月には、D氏から、B氏の指示に基づき本件不正行為を行っていたことの相談を受けており、本件不正行為に係る詳細な内容までの認識はなかったものの、本件不正行為が行われていたことの認識は有していた。

イ C氏が第三者委員会に真実を伝えなかったことについて

C氏は、第1回第三者委員会設置の前後において、B氏から「(本件不正行為に関して)正直に話をすると、自分(B氏)がダメになる。私(B氏)がダメになると、会社ぐるみということになり、JBRは上場廃止になる。だから、すべてU氏のせいにするように。」と指示された。

C氏は、かかるB氏の発言を信じ、自分が真実の供述をすることによってJBRが上場廃止になることを避けるため、第三者委員会からのヒアリングに対し、虚偽の供述を行った。

ウ 小括

C氏は、遅くとも平成26年2月6日には、D氏から、B氏の指示に基づく本件不正行為に関しての相談を受けており、この時点では本件不正行為に係る詳細については承知していなかったとしても、自らが取締役でもあるバイノスにおいて不正が行われていたことを認識しており、バイノスの取締役として、また、親会社であるJBRの取締役として、これに早期に対応すべきであった。

また、かかる相談を受けた際、C氏は、D氏に対し、A社長に事実を告白するよう勧めたが、D氏が「まずは、もう一度、自分でB氏に言う」と述べたため、それ以上強くはA社長への報告を勧めず、また、自ら独自にA社長に報告することもなかった。

しかし、バイノスにおいて不正が現に行われていることからすれば、C氏は、D氏の意思を尊重するのではなく、事実解明を行うべくA社長やK氏等に報告すべきであったと言え、C氏の行動は、上場会社の取締役としては極めて不適切なものであったと言わざるを得ない。

また、B氏からの指示があったからとはいえ、第1回第三者委員会及び第2回第三者委員会において真実を供述しなかったことは、JBRの取締役として極めて不適切な対応であった。

したがって、C氏については、本件不正行為に積極的に関与はしていないものの、不正の端緒を把握した取締役として、その後の不適切な対応に係る責任は重いと認められる。

(4) その他の関係者について

ア G氏

G氏については、本件調査の結果、本件不正行為への関与は認められなかった。

しかしながら、平成26年4月11日にD氏がG氏に対し、「また、添付ファイルを確認すると分かりますが先食いした売上の工区で車両が稼働していることが一目瞭然となってしまう。これはこれで、会計上問題があると思います。どうでしょうか？」

【2014年4月11日10:36】と記載したメールを送信したところ、同日、G氏はこれに対する回答として、D氏に対し、「文書の取りまとめをしている私としては、資料として添付できるものをお願いするしかありません。具体的に、どこの工区でどの車両が動いていたか、までは必要ではなくて、このぐらいの工事の受注料で、このぐらいの人員、このぐらいの車両が必要になる、というのがc監査法人にも分かるものをいただきたいです。」と記載し、本件不正行為について一定程度の認識をしていたことを窺わせるメールを返信している。【2014年4月11日13:11】しかも、その後、G氏は、K氏からの指示に従ってとはいえ、同メールを消去した。

この点、G氏は、JBRにおいては、管理部法務グループのマネジャーであり、バイノスにおいては平成25年2月26日から取締役であった者である。このような立場において、上記のとおり、「先食いした売上の工区で」、「会計上問題があると思います」との記載に関し、何ら積極的な対処をしないばかりか、同メールを消去するという、第三者委員会の認定に悪影響を与える可能性のある行動をとったことは、大きな問題がある。

イ O氏

O氏は、JBRの子会社であるジャパ少の取締役であるところ、B氏の指示に基づき、バイノスの管理業務のアドバイザー的な役割を果たしていた。このため、D氏らはメールの宛先にCC等でO氏を含めており、同メールの中には、本件不正行為を示唆する「先食い」等の文言が含まれているものが多数存在する。

この点、O氏は、自らの主な関心は、①U氏の交際費の問題と、②U氏が社内規程に

従っているかどうかということであり、その他については、自らの仕事ではないと考え、あまり問題意識をもってメール等を見ていなかったと供述している。なお、O氏は、平成27年3月末でジャパ少の取締役を退任している。

ウ M氏

M氏は、本件不正行為が行われていた当時、JBR加盟店サポート部シニアマネージャーであり、バイノスでは、C氏と共に人工、車両、工具器具備品の調達及び下請調整等を行っていた。

M氏は、平成26年1月22日に、U氏の指示に基づき、b社F支店のAR氏から「X」案件に係る検収書への押印をもらってきているが、これは、単に検収書の押印だけを依頼され、入手したものであり、これが本件不正行為のために使用されるものであるとの認識は有していなかったとのことである。

以上より、M氏については、本件不正行為への関与は認められない。

エ I氏

I氏は、本件不正行為が行われていた当時、JBRの内部監査室長であった。

I氏については、本件調査の結果、本件不正行為に関しての関与は認められなかった。

なお、I氏が宛先に含まれるメールには、本件不正行為を示唆する「先食い」等の文言が含まれているものが存在することから、本件不正行為の認識の可能性はあったものと認められる。なお、I氏は、当時これらのメールは読んだと思うと記憶しているものの、一方で、「先食い」等の文言を明確には認識していなかったと供述している。

これらのメール以外にI氏が本件不正行為を認識していた可能性を示す事実は確認できていないことから、I氏が本件不正行為を明確に認識していたとまでは認められないが、内部監査室長として、バイノスの内部統制に関するメールのやり取りの中に「売上はすべて先食いです。」等の文言が入っていることに何ら対処しなかったこと、及び、後記のとおり、メールの消去に関し積極的に関与していたこと等を併せて考えると、その責任は看過できないと認められる。

オ K氏

K氏については、本件調査の結果、本件不正行為に関しての関与は認められなかった。

なお、K氏が宛先に含まれるメールには、本件不正行為を示唆する「先食い」等の文言が含まれているものが存在することから、本件不正行為の認識の可能性はあったものと思料される。しかしながら、K氏は、当時これらのメール自体を読んでいた記憶はなく、「先食い」等の文言も明確には認識していなかったと供述している。

これらのメール以外にK氏が本件不正行為を認識していた可能性を示す事実は確認できていないことから、K氏が本件不正行為を認識していたとまでは認められない。

しかし、仮にK氏が平成26年4月12日の段階では本件不正行為の端緒を認識して

いなかったとしても、その後、後記「第三、6(3)イ」に記載のとおり平成26年4月12日付メールを消去したこと、及び第三者委員会の設置に強く反対し監査法人に抗議まで行ったことは、株式会社の業務執行について違法性の有無を監査するという監査役としての本来の職責に鑑みれば、極めて不適切なものであったというほかなく、上場会社の監査役としての責任は極めて重いと認められる。

カ A社長

A社長は、JBRの代表取締役社長であり、平成25年2月26日からバイノスの取締役を兼任していた。

A社長に関しては、本件調査の結果、本件不正行為に関与、又はこれを認識していた事実は認められなかった。

キ F氏

F氏は、JBRの営業部を管掌する取締役である。

F氏に関しては、本件調査の結果、本件不正行為に関与、又はこれを認識していた事実は認められなかった。

ク E氏

E氏は、JBRの取締役業務部長である。

E氏に関しては、本件調査の結果、本件不正行為に関与、又はこれを認識していた事実は認められなかった。

6 メールデータの消去について

(1) 事実関係

本件調査で判明した、第1回第三者委員会設置後のメールデータの消去に関する経緯(平成26年5月2日～同月12日までの経緯)は、前記「第三、4(2)シ(ア)」に記載のとおりである。すなわち、K氏及びI氏は、自ら、以下(2)に記載するメールを消去するとともに、D氏、G氏、V氏、C氏、J氏、N氏、H氏、AK氏、AE氏、B氏のメールデータを消去するよう指示をし、実行させた。また、O氏に対してもメールデータを消去するよう要請した。なお、O氏は、メールデータの消去を拒否した。

(2) 消去されたメールデータについて

O氏がメールデータの消去を拒否していたこと、及び、平成26年5月8日に打ち出されたメールの写しが一部残存することから、少なくとも別紙1のメールデータが消去されたことが認められる。なお、JBRは社内メールにgmailを使用しており、gmailは本件不正行為の当時においてはクラウド上でメールデータを消去すると復元ができない仕組みとなっていたことから、別紙1以外にも消去されたメールデータが存在する可能性はある。

(3) メールデータの消去に係る関係者の関与状況について

ア I氏

I氏は、K氏とG氏との会話から、D氏のメールに「先食い」という言葉が含まれていたということを知り、自らのメールに関して、「先食い」という言葉が含まれていないかを検索したところ、該当するメールがあることを把握した。しかも、同メールが、バイノスの内部監査の過程において、バイノスの当時の状況を斟酌し、監査対象の変更を行っていた内容のメールであったことから、自らの本件不正行為への関与が疑われるようなメールを消去したいと考えるようになり、これをK氏に相談した。そこで、K氏がB氏に相談したところ、監査役及び内部監査室が本件不正行為を知っていたとなると、会社ぐるみということになり、JBRが上場廃止になるおそれがあると示唆されたため、メールを消去することとした。そして、I氏は、内部監査室のJ氏に指示して、自らも消去すべきメールの選定を行い、消去対象メールの宛先に含まれる者のメールアドレスの消去を実行した。

第三者委員会設置後のメールアドレスの消去は、第三者委員会の適正な調査の実現を阻害し、ひいては証券市場の信頼性を失墜させる極めて悪質な行為であり、内部監査室長としてのI氏が行った行為には、大きな問題があったと言わざるを得ず、その責任は看過できないと認められる。

イ K氏

K氏は、I氏からメールアドレスの消去の相談を受け、また、B氏と相談をし、B氏から「監査役及び内部監査室が本件不正行為を知っていたとなると、会社ぐるみということになり、JBRが上場廃止になる」と伝えられたことから、会社を守るためにメールアドレスの消去を行ったと供述している。

しかしながら、自らが宛先に含まれていたメールに「売上はすべて先食いです」等の文言があったことで自らの関与が疑われることを避けるという自己保身の意味合いが少なからずあったと認められること、さらには、そもそも、上場会社の監査役として、自社において不正の端緒が発覚した場合には、積極的に事実解明等に当たるべきところ、逆にメールアドレスの消去を行ったことは、上場会社の監査役としての職責を放棄したものであったと言わざるを得ない。よって、上場会社の監査役としての職責に鑑みれば、K氏の責任は極めて重いと認められる。

ウ B氏

B氏に関しては、当該メールアドレスの消去に関しては、積極的に関与していたと認められる事実は把握されなかった。

しかしながら、K氏がメールアドレスの消去の相談をした際に、「監査役及び内部監査室が本件不正行為を知っていたとなると、会社ぐるみということになり、JBRが上場廃止になる」と示唆した上で、メールアドレスの消去を承認したという点では、悪質であったと認められる。

エ その他の関係者

(ア) D 氏

D 氏に関しては、当該メールアドレスの消去に関しては、積極的に関与していたと認められる事実は把握されなかった。しかしながら、K 氏及び I 氏に指示されて、特に第三者委員会の調査を前提としたメールアドレスの消去を行ったことは問題であると認められる。

(イ) G 氏

G 氏に関しては、当該メールアドレスの消去に関しては、積極的に関与していたと認められる事実は把握されなかった。しかしながら、K 氏及び I 氏に指示されて、特に第三者委員会の調査を前提としたメールアドレスの消去を行ったことは問題であると認められる。また、自らのメールアドレスのみならず、N 氏のメールアドレスも併せて消去しており、指示されたとはいえ、特に第三者委員会の調査を前提としたメールアドレスの消去を行ったことは問題であると認められる。

(ウ) C 氏

C 氏に関しては、当該メールアドレスの消去に関しては、積極的に関与していたと認められる事実は把握されなかった。しかしながら、K 氏及び I 氏に指示されて、特に第三者委員会の調査を前提としたメールアドレスの消去を行ったことは問題であり、また、JBR の取締役としての地位にありながら、K 氏の当該行為を A 社長に報告しなかったことは、極めて不適切な行為であったと認められる。

(エ) J 氏

J 氏に関しては、当該メールアドレスの消去に関しては、積極的に関与していたと認められる事実は把握されなかった。しかしながら、K 氏及び I 氏に指示されたとはいえ、内部監査に従事する一員としての職責に鑑みれば、第三者委員会の調査を前提としたメールアドレスの消去を行ったことは問題であると認められる。

(オ) H 氏

H 氏に関しては、当該メールアドレスの消去に関しては、積極的に関与していたと認められる事実は把握されなかった。しかしながら、K 氏及び I 氏に指示されて、特に第三者委員会の調査を前提としたメールアドレスの消去を行ったことは問題であると認められる。

(カ) O 氏

O 氏に関しては、積極的に関与していたと認められる事実は把握されなかった。なお、K 氏及び I 氏からのメールアドレス消去の要請に対し、O 氏のみが、これを拒絶した。

7 過去の第三者委員会による調査においてB氏の関与が判明しなかった原因

B氏の本件不正行為への関与の程度が過去の第三者委員会による調査において判明しなかった原因は、主に、B氏、D氏及びC氏が、第三者委員会に対して虚偽の供述を行った点にあると認められる。

なお、第1回調査報告書は、D氏が本件不正行為を行った動機について、D氏が「平成25年9月期予算であるバイノスの売上計画もU氏から受ける情報に依拠して作成」していたところ、「バイノスの売上計画に大きな齟齬が生じれば」D氏も「バイノスを実務的に担当する取締役として責任を追及される立場にあった」ことが背景にあったと認定しているが（第1回調査委員会報告書40頁）、前記「第三5、(1)ア(ア)」のとおり、D氏にはバイノスにおいては社長の地位にはなく、実際に担当していた業務は管理業務のみであった上、D氏のJBRにおける職位は管理部経理グループのシニアマネージャーに過ぎず、JBRの連結子会社であるバイノスの業績を良く見せなければ、経営責任を問われたり、不利益を被る地位にはなかった。

また、第1回調査報告書では、B氏の関与の程度についても、「自身はバイノスの管理実務には関与せず、業務執行状況の詳細についてもD氏からほとんど報告を受けなかったと述べている。」との供述の信用性を否定していないが（第1回調査報告書41頁）、前記「第三、4(3)」のとおり、かかる供述は、B氏が頻繁に郡山に出張し、またバイノスに関連するメールの送受信状況と矛盾している。

さらに、今回の調査において、D氏が、第1回調査委員会のヒアリング当日、電話にて、第1回第三者委員会の補助者である弁護士に対し、B氏の指示に基づき本件不正行為を行った旨を認める供述をしていたことが明らかとなった。しかし、同弁護士は、その直後、D氏から、先ほどの供述内容は間違いであると告げられた上、ヒアリングにおいても、D氏が完全否認に転じたため、この情報（すなわち、D氏が一度はB氏の指示を認めたこと）を第三者委員会内部で共有しなかった。しかし、仮に、第三者委員会内部でかかる情報が共有されていた場合には、ヒアリングの深度が変わった可能性はある。

以上のとおり、第1回第三者委員会の認定には、今回の調査結果と相違する部分があるが、その背景としては、当該委員会が設立されたのが平成25年5月2日であり、他方でJBRの四半期報告書の延長された提出期限が同年6月13日であり、約1か月という比較的短い期間で調査を完了しなければならない状況があったものと考えられる。

付言すると、日本弁護士連合会の「企業等不祥事における第三者委員会ガイドライン（2010年12月17日付）」は「第三者委員会は、不祥事の実態を明らかにするために、法律上の証明による厳格な事実認定に止まらず、疑いの程度を明示した灰色認定や疫学的認定を行うことができる。」（第2部第1,1(2)）としている。かかる認定を行う場合には、その影響に十分配慮すべきとされているものの、第1回第三者委員会においても、B氏及びD氏の供述が多数のメールや出張記録などの客観的事実と整合していないことを踏まえれば、より踏み込んだ認定ができた可能性は否定できないものとする。

次に、第2回調査委員会は、「D氏及びU氏の関与及びその動機については、平成26年6

月2日付調査報告書に依拠する」とした上で調査を行っているが(第2回調査報告書5頁)、B氏等の本件不正行為への指示の有無を調査検討するにあたっては、D氏にいわば主犯としての動機があったか否かを調査検討することは必須であり、この点を第1回調査報告書の内容に依拠するとしている。しかしながら、前記のとおり、D氏に本件不正行為を主犯として行う合理的な動機がなかったことは、D氏が虚偽の供述を維持している状況においても認定することが十分にできたものと認められるから、かかる調査検討の前提が異なっていれば、調査の深度が変わった可能性がある上、第1回第三者委員会の場合と同様、B氏の供述内容も客観的証拠と矛盾するものであるから、以上を踏まえれば、第2回第三者委員会においても、より踏み込んだ認定ができた可能性は否定できないものと考ええる。

第四 問題点及び再発防止策に係る提言

本件不正行為の調査に関連して、JBRにおいては、合計5回もの調査委員会が設立されるという異例の事態となったが、当委員会は、その主たる原因は以下のとおりであると考ええる。

1 役職員のコンプライアンス意識の欠如

(1) 問題点

本件不正行為に関与していたB氏及びD氏その他の当事者にコンプライアンス意識が欠如していたことは言うまでもないが、その他、本件不正行為に関与まではしていなかったJBRの役職員にも、コンプライアンス意識の欠如があった。

すなわち、D氏は、バイノス関係者を宛先とするメールにおいて、「先食い」「先行計上」等の文言を数多く使用し、時には不適切な会計処理について助言を求めるなどしている。しかしながら、これらのメールを受信した関係者は、いずれも「たいしたことだとは思わなかった」「会計上のことについては意味がよくわからなかった」「自分は宛先といえどもCCに入っているだけなので、きちんと読んでいなかった」等、これらの文言に特段留意することはなく、本件不正行為が行われていたことは全く知らなかった旨供述する。かかる供述が真実であるとするならば、自己の業務に対する責任感が欠如しているということになるし、仮に薄々何か問題が生じていると気づいていたが自分には関係ないと判断していたのであれば、当事者意識が欠如しているということになる。

さらに、看過できないこととして、本件においては、関係者が前記「第三、6(1)」のとおり、メールデータを消去していた。特に、業務執行の違法性を監査すべきK氏と内部監査室長であるI氏は、前記「第三、6(3)ア及びイ」のとおり、かかるメールデータの消去に積極的に関与しており、コンプライアンス意識の徹底を率先して図るべき両名がこれと真逆の行動を行ったことは遺憾というよりほかない。

また、指示に従いメールデータを消去した他の役職員についても、これに対する自責の念の軽重は各人様々のようであるが、結果として第三者委員会の適正な調査を阻害しかねない行動を行った結果の重大性に鑑みれば、やはり大きな問題があったと言わざるを得ない。メールデータの消去を要請されたO氏はこれを拒否しているのであるから、

拒否し得る状況であったと評価できるし、少なくとも事後に A 社長にその旨を報告することは十分可能であった。特に、C 氏は、JBR の取締役として、A 社長に報告し易い立場であったのであるから、これを行わなかったことは、JBR の取締役として極めて不適切な行為であったと評価せざるを得ない。

上記のとおり、本件においては、本件不正行為の後の関係者の行動にも大きな問題があるが、その根本には、コンプライアンス意識の欠如があると考えられる。

(2) 再発防止策

今後は、不正を許さない企業風土を醸成するために、本件不正行為及びメールアドレスの消去に関与した各関係者に対する適切な処分を行うことが必須である。

そしてその上で、役職員のコンプライアンス意識を高めるため、実効的な研修等の実施が不可欠であるとする。

また、不正を許さない企業風土の醸成には、Tone at the top（経営者の姿勢）が何よりも重要である。このため、A 社長が今後は「正しいことをする」という自らの理念を役職員一同が共有するため、積極的に情報を発信し、コミュニケーションを図られることを望む。

2 コーポレートガバナンスの強化

(1) 問題点

JBR は、前記「第三、2 (3)」のとおり、本件不正行為の指示者である B 氏の提案に基づきバイノスへ多額の投融資を行ったが、当該投融資について取締役会において特段の議論が行われた形跡は認められない。また、投融資に関する決議のうち多くは、取締役会を開催しないまま書面決議により行われており、そのような場合にも、事前の協議や議論は行われていなかった。しかしながら、平成 25 年 4 月から同年 11 月までの間、JBR は毎月 2 億円以上の貸付けを行っており、同年 9 月末日時点における貸付残高は 20 億円を超えるに至っていた状況に鑑みれば、このような多数回に渡っての短期かつ急激な貸付行為について、他の取締役も十分な議論を行うべきであった。JBR においては、B 氏が管理部門の責任者としての立場にあり、他の取締役は異論を差し挟むことが難しい雰囲気があったとのことであり、また、各取締役は、自らが担当する業務以外の業務に関しては、担当取締役に一任する風潮があったとのことであるが、上場会社の取締役としての職責に鑑みれば、他の取締役に対する監督義務を果たすことは極めて重要であり、かかる観点からすると、JBR の取締役会の監督機能は十分に機能していなかったと言わざるを得ず、これが、本件不正行為が継続して行われたことの一因であるとする。

また、繰り返しになるが、本件不正行為に関連して、K 氏は、第三者委員会の調査を前提としたメールアドレスの消去に積極的に関与していたと認められ、これは上場会社の監査役としての職責の放棄であり、かかる観点からも、JBR のガバナンスには大きな問題があったと言わざるを得ない。

(2) 再発防止策

株式会社の機関である取締役会及び監査役会を構成するのは、各取締役及び各監査役である。言わずもがな、機関を構成するのは「人」であり、コーポレートガバナンスの充実・強化は、「人」の意識をいかに高い水準に保つかに依拠せざるを得ない。

今後は、JBR の各取締役及び各監査役において、自らの職責を強く自覚し、特に各業務執行取締役は、「経営のプロフェッショナル」であるとともに、その他の取締役の業務執行を監督する取締役会の構成員であることの意味を十分に理解し、実行されることを期待する。

また、監査役においては、取締役が不正な行為をするおそれがある場合や、法令や定款等のコンプライアンスを軽視した職務執行を行う恐れがある場合、取締役に対して必要な助言や勧告を行い、事態を未然に防ぐ役割を果たす職責を有していることを自覚すべきである。

このためには、積極的に外部の研修等を受講し、自己研鑽を図り、また、取締役会等において社外役員との活発な議論を行うことが求められる。なお、本件においては、本件不正行為に B 氏が関与していることになると「会社ぐるみということになり、JBR は上場廃止になる。JBR が上場廃止になれば、株主に迷惑をかけることにもなる」「監査役及び内部監査室が本件不正行為を知っていたとなると、会社ぐるみということになり、JBR が上場廃止になる」旨の B 氏の発言を D 氏、C 氏及び K 氏が信じたために、その後の第三者委員会の調査が阻害された。この点、真に上場廃止の可能性がある場合であっても隠蔽工作が許容されるものでないことは言うまでもないが、その点を措くとしても、C 氏らが、B 氏の発言内容の信頼性を検討することができていれば、その後の行動も変わっていた可能性もあることから、研修等の実施にあたっては、上場企業に適用される法令及び諸規則の内容についての基本的知識を獲得することも求められる。

3 その他

JBR は、過去の第三者委員会による改善策・再発防止策等の提言を受け、平成 26 年 8 月 22 日に改善報告書を、平成 27 年 3 月 12 日に改善状況報告書を東京証券取引所及び名古屋証券取引所に提出した。

本件調査の過程で把握した上記の問題点及び再発防止策に関しては、当該改善報告書及び改善状況報告書の内容と実質的に同旨である。

第五 おわりに

JBR においては、本件不正行為に関連して、過去に 1 回の内部調査委員会と 3 回の第三者委員会を設置しており、当内部調査委員会の設置も極めて異常な事態となっている。この原因の一つは、過去の第三者委員会において、本件不正行為実行者を含め、真実を知る関係者が「会社を守るため」という意識のもと、真実を告白しなかったことにある。

真に会社を守るとは、何か問題が生じた場合に、その事実を隠蔽することではなく、そ

の事実を明らかにし、何が原因となって生じた問題なのかを突き止め、速やかに適切な改善策を講じることにある。そのことにより、問題によって失った会社の信用の回復を早期に図ることができるとともに、併せて、問題点を改善した足腰の強い会社となる。それが、真に会社を守るということになる。

問題が生じた場合に、その事実を隠蔽することなく明らかにするのは、当事者にとって「勇気」の要ることかも知れないが、その「勇気」が会社を良くし、自らの職場を良くしていくのである。

また、D氏は、前記「第三、4」に記載のとおり、関係者に対し、不適切な会計処理を示唆するメールを多数の役職員に送信していたため、不正の端緒はメール等においてあらわれており、社内の関係者が本件不正行為を知り得る可能性、また気付く可能性は、十分に高いものであった。それにも関わらず、内部告発が行われるまで社内の関係者の多くが本件不正行為に気付くことがなかったとすれば、前記「第四、1(1)」に記載のとおり、JBRの役職員は他の役職員の業務にあまりにも無関心であったと言うよりほかない。JBRの企業理念が、「困っている人を助ける」であることからすれば、社内のお困りごとにも配慮できずに、顧客のお困りごとに気配りはできないのであるから、他の役職員の業務にも関心を持ち、不適切な業務執行に対しては積極的なアクションを起こしていくことこそ、JBRの企業理念に合致するといえよう。

JBRにおいては、今後は、不正を許さない企業風土を醸成し、正しいことをして、「困っている人を助ける」という企業理念の実現に向けてさらに一層の努力をされることを期待する。

以 上

別紙1 消去されたメールアドレス（省略）

別紙2 「第三、4」にて引用したメールアドレス（省略）